

**令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業
(高圧ガス保安法等に関する審査業務等の電子化及び改善のための調査)**

調査報告書

2022年12月28日



目次

1. 本事業の実施内容	P.3
1.1. 本事業の背景・目的	P.4 – P.6
1.2. 本事業の実施作業	P.7 – P.10
1.3. 本事業の実施スケジュール	P.11
2. 手続・自治体の特性に応じた導入方針	P.12
2.1. オンライン化の優先順位の高い手続の選定	P.13 – P.20
2.2. 選定手続の類型化・類型別の導入方針	P.21 – P.25
2.3. 全国自治体への展開	P.26 – P.32
3. 自治事務が抱える課題の検討	P.33
3.1. 自治事務が抱える課題の整理	P.34
3.2. 主要課題の検討	P.35 – P.63

本報告書における用語の定義

固有名詞で本文中に説明がない用語や、一般名詞のうち本報告書で特別な意味合いで使用している用語について、定義を記載。

No	用語	定義
1	自治体	<ul style="list-style-type: none">都道府県、自治事務を行う政令市、市区町村等の総称
2	保安ネット	<ul style="list-style-type: none">産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続の電子申請システム現在稼働中のシステムを「現行保安ネット」、現行保安ネットのサービス終了に伴い、今後、新規に構築・稼働する想定 of 次期システムを「次期保安ネット」と記載現行保安ネットと次期保安ネットの双方を総称する場合に限り、「保安ネット」と記載
3	申請者/審査者	<ul style="list-style-type: none">保安ネット利用ユーザの分類申請者は、保安ネットを利用して手続を提出する事業者等審査者は、保安ネットで提出された申請手続の審査を行う経済産業省職員
4	マスタ/マスタ項目/マスタデータ/マスタ更新	<ul style="list-style-type: none">業務で利用する基本的な情報を管理するデータベース上記データベースの総称を「マスタ」、データベースとして管理する項目の名称を「マスタ項目」、データベースに入っているデータの総称を「マスタデータ」、マスタデータの削除や追加を行う作業を「マスタ更新」と定義
5	手続の様式/手続の業務フロー/手続の審査フロー	<ul style="list-style-type: none">手続の種類を分類する際に使用している用語手続の様式とは、法令や行政で定められた提出書類に求められる記載事項やその書式を指す手続の業務フローとは、行政手続に係る一連の業務プロセスをフローにして可視化したものを指す手続の審査フローとは、業務フローの内、手続受付から受理、施行完了までの間のフローを指す
6	オンライン化/電子化	<ul style="list-style-type: none">従来、紙媒体の様式で申請・審査・保管を行っていた手続を、オンライン上で完結させる取組の総称「オンライン化」・「電子化」いずれも同じ内容を指し、仕様書上では「電子化」という表記があるが、本報告書では「オンライン化」という表記で統一
7	疑似体験/実証	<ul style="list-style-type: none">自治事務の手続の申請から審査を想定したオンライン化システムを、自治体担当者が操作体験する取組の総称「疑似体験」・「実証」いずれも同じ内容を指し、仕様書上では「実証」という表記があるが、本報告書では原則「疑似体験」という表記で統一

1. 本事業の実施内容

- 1.1. 本事業の背景・目的
- 1.2. 本事業の実施作業
- 1.3. 本事業の実施スケジュール

本事業の背景・目的

本事業では、自治事務を含めた産業保安法令の手続オンライン化と、国・自治体共通で利用できるシステム導入の検討を行う。

背景

■産業保安を取り巻く環境の変化

- ✓ 災害の激甚化、革新的なテクノロジーの普及。
- ✓ 審査業務を効率化し、立入検査等の現場業務に注力。

■行政手続のオンライン化の動き

- ✓ デジタル化原則（行政手続のオンライン化）
- ✓ 規制改革実施計画（自治事務のオンライン化）

■自治事務の存在

- ✓ 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法

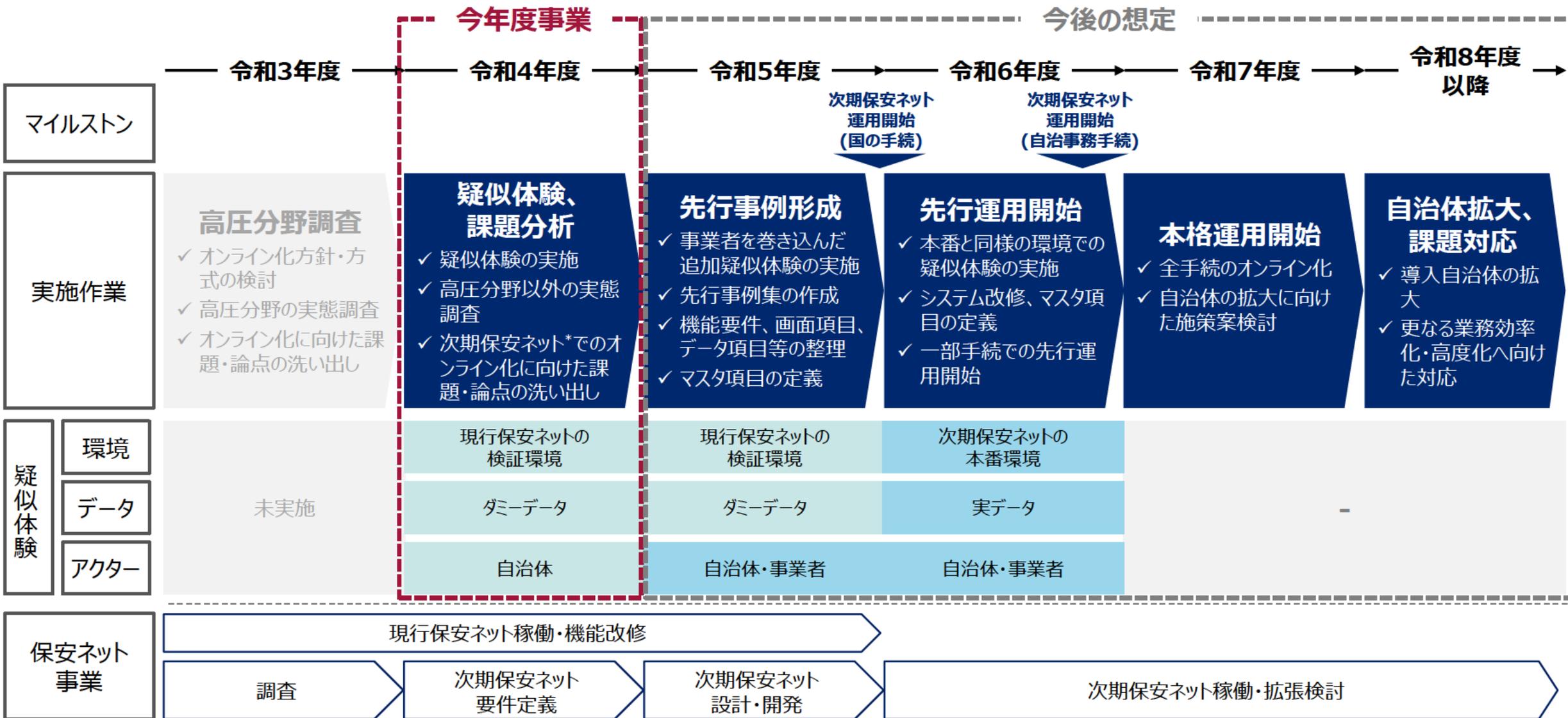
本事業の目的

自治事務を含めた
産業保安法令の
手続オンライン化検討

国・自治体共通で
利用できるシステム導入の検討

本事業の位置づけ

令和6年度以降の自治事務向け次期保安ネットの運用開始を想定して、今年度は自治体への疑似体験と課題分析を実施。



* 現行保安ネットの詳細は次頁参照

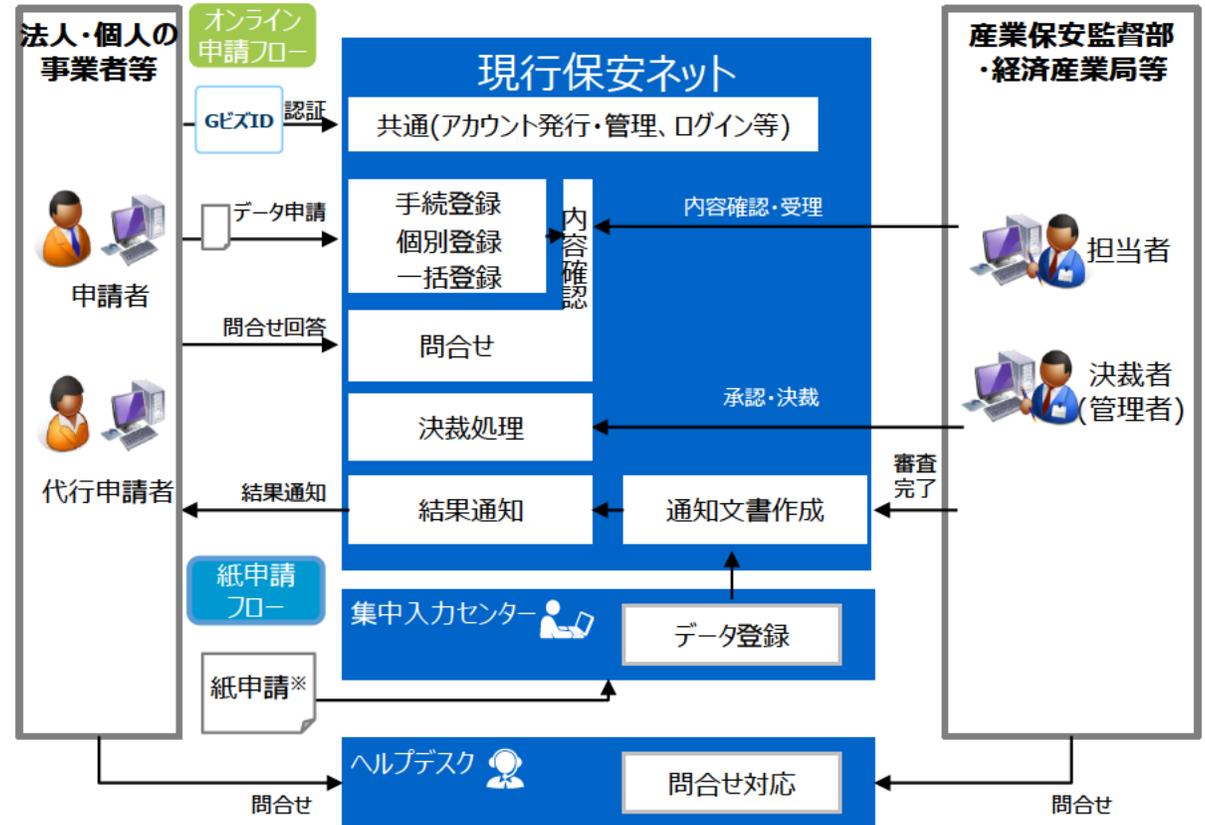
1.1. 本事業の背景・目的

(参考) 現行保安ネットの概要

経済産業省では、産業保安・製品安全法令に係る手続のオンライン化システム（現行保安ネット）を構築し、2020年1月より運用を開始。

保安ネット

デジタル	対象手続	産業保安・製品安全関連法令のうち、経済産業省本省や産業保安監督部等の国宛に提出される手続
	運用開始	2020年(令和2年)1月～
	申請時	<ul style="list-style-type: none">窓口まで行かなくても、オンラインで申請内容の記入、申請、審査状況の確認、交付される通知文書の確認を行うことができる
審査時	<ul style="list-style-type: none">申請の内容確認、承認・決裁作業を全てシステム上で実施することができる事業者・事業場管理機能を搭載し、過去の情報との照合を行うことができる	



※実際の業務フローでは、提出者から産業保安監督部・経済産業局等に連携され、受理。その後、受理後の申請書類がセンターに送付され、入力する流れ。

実施内容 (1/2)

本事業での実施内容と本報告書での該当箇所は以下の通り。

実施内容(仕様書記載事項)	本報告書での記載内容	該当頁	
<p>(1) 高圧ガス分野における電子化実現に向けた詳細調査</p>	<p>(1) - ① 電子化実現に向けた課題等の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4自治体にて業務実態に関するヒアリングを実施し、次期保安ネットでのオンライン化を実現するうえでの課題を抽出 昨年度の調査結果を踏まえ、審査負荷が高くオンライン化する上での課題が多いとされる「第一種製造者の製造の許可及び変更の許可」と、件数が多くオンライン化の優先度の高いとされる「保安係員の選任・解任の届出」を疑似体験(実証事業)の対象手続として選定 	<p>P.34-P.63</p>
	<p>(1) - ② 電子化実現に向けた実証事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4自治体にて疑似体験(実証事業)を実施。打鍵結果についてヒアリングを実施し、次期保安ネットでのオンライン化を実現するうえでの課題を抽出 自治体毎の独自様式に着目して申請書類の合理化を検討 自治体毎に方針が異なる文書管理や手数料納付、LGWAN環境の団体への対応等、自治事務のオンライン化にあたって配慮すべき事項とその対応方針を整理 	
	<p>(1) - ③ 電子化の普及に係る都道府県等との意見交換支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国自治体が参加するブロック会議にて、保安ネットのこれまでの取り組み、今後の取り組み、疑似体験の案内について資料を用いて共有 会議内で出てきた意見を基に、全国自治体への展開に向けた方針を整理 	<p>P.4-P.6 P.26-P.32</p>
	<p>(1) - ④ 令和5年度以降の電子化に向けた作業方針の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> (本報告書では未記載) 	<p>-</p>

実施内容 (2/2)

本事業での実施内容と本報告書での該当箇所は以下の通り。

実施内容(仕様書記載事項)	本報告書での記載内容	該当頁	
<p>(2) 電気工事士法、 火薬類取締法、 液石法等におけ る自治事務の実 態調査</p>	<p>(2) - ① 都道府県等の手続受付状 況に関する調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省本省の法令担当課室に確認し、高圧ガス保安法以外の産業保安法令の手続において自治事務として行われているオンライン化対象手続を整理 高圧ガス保安法以外のオンライン化対象手続について、年間処理件数、手続の各処理におけるオンライン化導入状況や導入しているシステム、国主導のオンライン化システムを導入することへのニーズ等、実態を調査 次期保安ネットがLGWAN接続で運用することを念頭にLGWAN接続ができない団体について調査 	<p>P.34-P.63</p>
	<p>(2) - ② 手続の電子化に向けた優先 順位付と電子化の実現方 式の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手続の年間処理件数、オンライン化によるメリット・オンライン化の難易度に着目し、優先順位の高い手続を選定 選定した手続の様式、業務フロー、審査フローに着目し、実現方式の複雑化を防ぐため類型化を実施 	<p>P.13-P.25</p>
	<p>(2) - ③ 国・都道府県等間の共通シ ステム構築・導入の可能性 調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス保安法の手続と異なり、業務フローや審査フローが特殊な電気工事士法の「電気工事士免状の交付」を現行保安ネットの検証環境に実装し、A自治体、B自治体の電気工事工業組合による疑似体験を実施 疑似体験で出てきた意見を基に、外部への業務委託先に受付や審査を委ねている手続のオンライン化に向けた施策案を整理 	<p>P.34-P.63</p>

疑似体験概要

現行事務と現行保安ネットとの適合点・乖離点の確認、保安法令関連の自治事務におけるオンライン化の機運醸成を目的として、自治体担当者によるオンライン化システムの操作体験を実施。

疑似体験の実施概要

対象自治体	<ul style="list-style-type: none">● 本体験への協力を承諾した全国自治体（参加団体数：計44団体）		
実施内容	<ul style="list-style-type: none">● 自治事務の手続の申請から審査を想定したオンライン化システムを現行保安ネット上に実装し、自治体担当者による操作を実施する。		
目的	<ul style="list-style-type: none">● 今後の開発等に向けて、多くの自治体で汎用的に利用できるシステムとするため、疑似体験を通して、現行事務とシステム上の適合点・乖離点をなるべく多く把握する。● 本体験を通して、自治事務の手続のオンライン化の取組そのものを自治体に普及啓発し、自治事務の手続のオンライン化に対する自治体の機運を醸成する。		
対象手続	<table><tr><td data-bbox="410 1090 1375 1348">高圧ガス保安法<ul style="list-style-type: none">● 第一種製造者の製造の許可(一般則)● 第一種製造者の製造施設等の変更の許可(一般則)● 保安係員の選任の届出(一般則)● 保安係員の解任の届出(一般則)</td><td data-bbox="1426 1090 2430 1348">電気工事士法<ul style="list-style-type: none">● 電気工事士の免状交付</td></tr></table>	高圧ガス保安法 <ul style="list-style-type: none">● 第一種製造者の製造の許可(一般則)● 第一種製造者の製造施設等の変更の許可(一般則)● 保安係員の選任の届出(一般則)● 保安係員の解任の届出(一般則)	電気工事士法 <ul style="list-style-type: none">● 電気工事士の免状交付
高圧ガス保安法 <ul style="list-style-type: none">● 第一種製造者の製造の許可(一般則)● 第一種製造者の製造施設等の変更の許可(一般則)● 保安係員の選任の届出(一般則)● 保安係員の解任の届出(一般則)	電気工事士法 <ul style="list-style-type: none">● 電気工事士の免状交付		

全国自治体へのアンケート概要

本事業では、自治事務の手續のオンライン化の実現に向けた現状業務の状況を把握するために、全国自治体を対象としたアンケートを実施。

アンケートの実施概要

対象自治体

- 自治事務の手續の審査業務を行っている全国自治体

実施内容

- 自治事務の手續のオンライン化の実現に向けて、下記の把握を目的としたアンケートを実施
 - オンライン化に対するニーズ等の把握
 - 対象手續について現状把握
 - オンライン化の対象として検討している手續の申請件数等の把握

実施期間

- 2022年9月～2022年10月

実施方法

- Web上で利用できるアンケートツール(Microsoft Forms)にて回答を収集
(当該サイトにアクセスできない場合は、同内容のエクセルファイルにて回答を収集)
- 設問および回答結果はEXCELデータを参照

1.3. 本事業の実施スケジュール

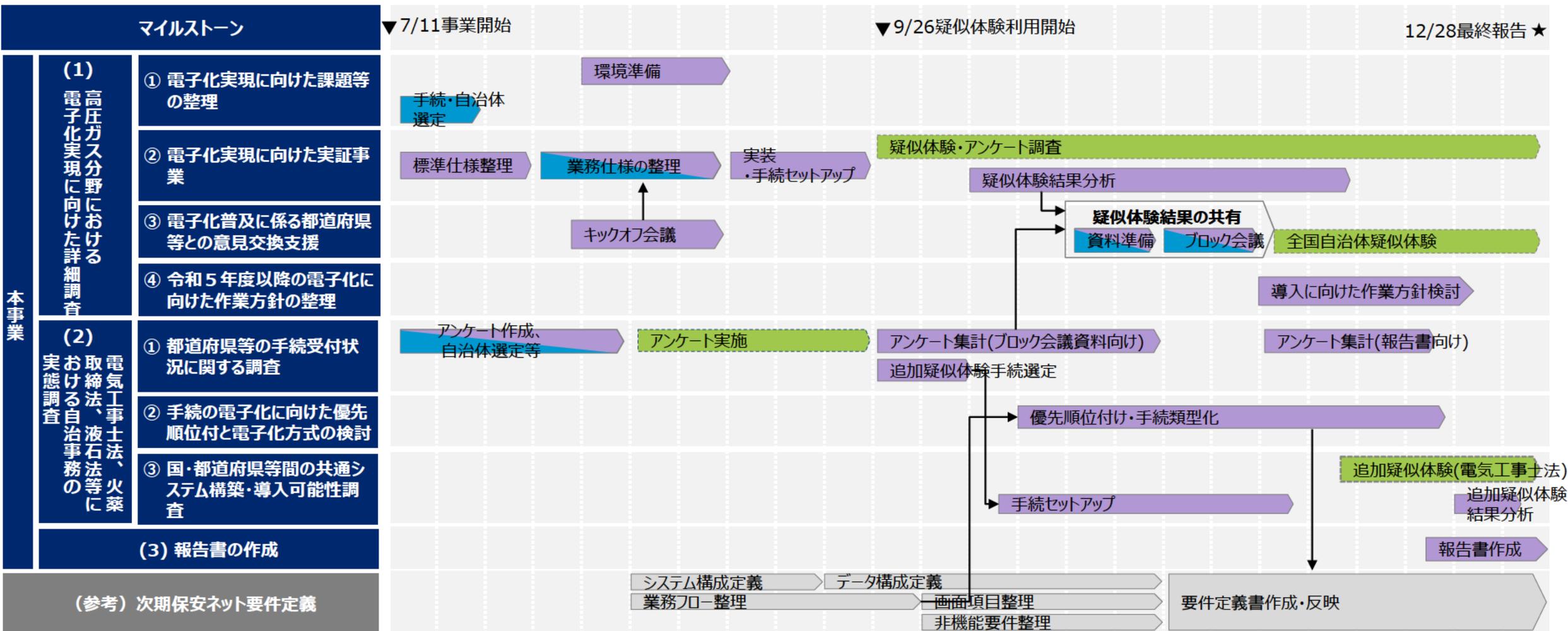
実施スケジュール

本事業は以下のスケジュールで実施した。

凡例

弊社作業 自治体作業 本省作業

7月		8月			9月			10月				11月				12月							
18週	25週	1週	8週	15週	22週	29週	5週	12週	19週	26週	3週	10週	17週	24週	31週	7週	14週	21週	28週	5週	12週	19週	26週



2. 手続・自治体の特性に応じた導入方針

- 2.1. オンライン化の優先順位の高い手続の選定
- 2.2. 手続の類型化・類型別の導入方針
- 2.3. 全国自治体への展開

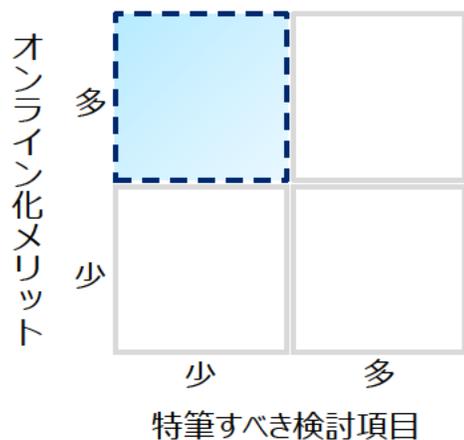
自治事務手続のオンライン化の方針

メリットが多く、オンライン化にあたり特筆すべき検討項目が少ない手続を優先順位の高い手続と位置付けて先行してオンライン化を行う。残りの手続においても、令和5年度から継続的に検討を行い、令和7年末までの全手続オンライン化を目指す。

前提

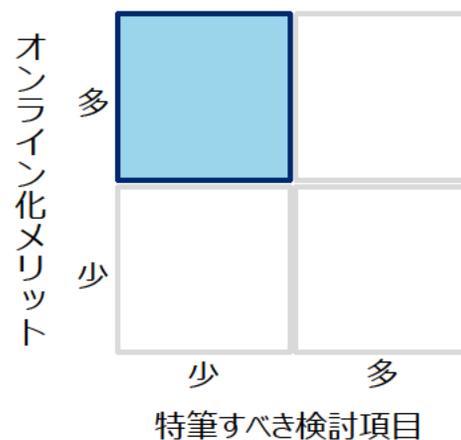
自治事務の手続には、
 ①オンライン化によるメリットが多い/少ない、
 ②オンライン化にあたり特筆すべき検討項目が多い/少ない、
 といった要素があり、
 全ての手続に一律に対応すると導入まで時間がかかる恐れや、導入後のデメリットにばかり目が向けられてしまう恐れがある。

令和5年度 先行事例形成



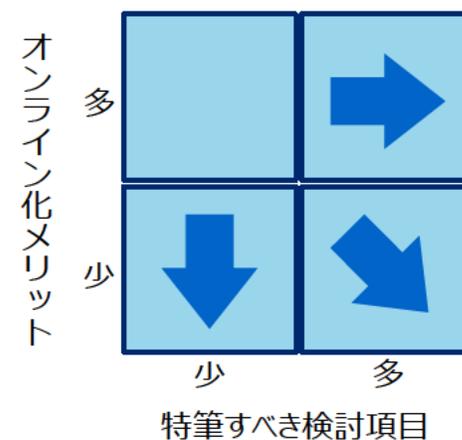
- 高圧分野のオンライン化メリットが多く、特筆すべき検討項目が少ない手続にて、**先行事例**を形成
- その他手続のオンライン化に向けた検討を実施

令和6年度 先行運用開始



- オンライン化メリットが多く、特筆すべき検討項目が少ない手続からオンライン化し、**先行運用**を開始
- 引き続きその他手続のオンライン化に向けた検討を実施

令和7年度 本格運用開始

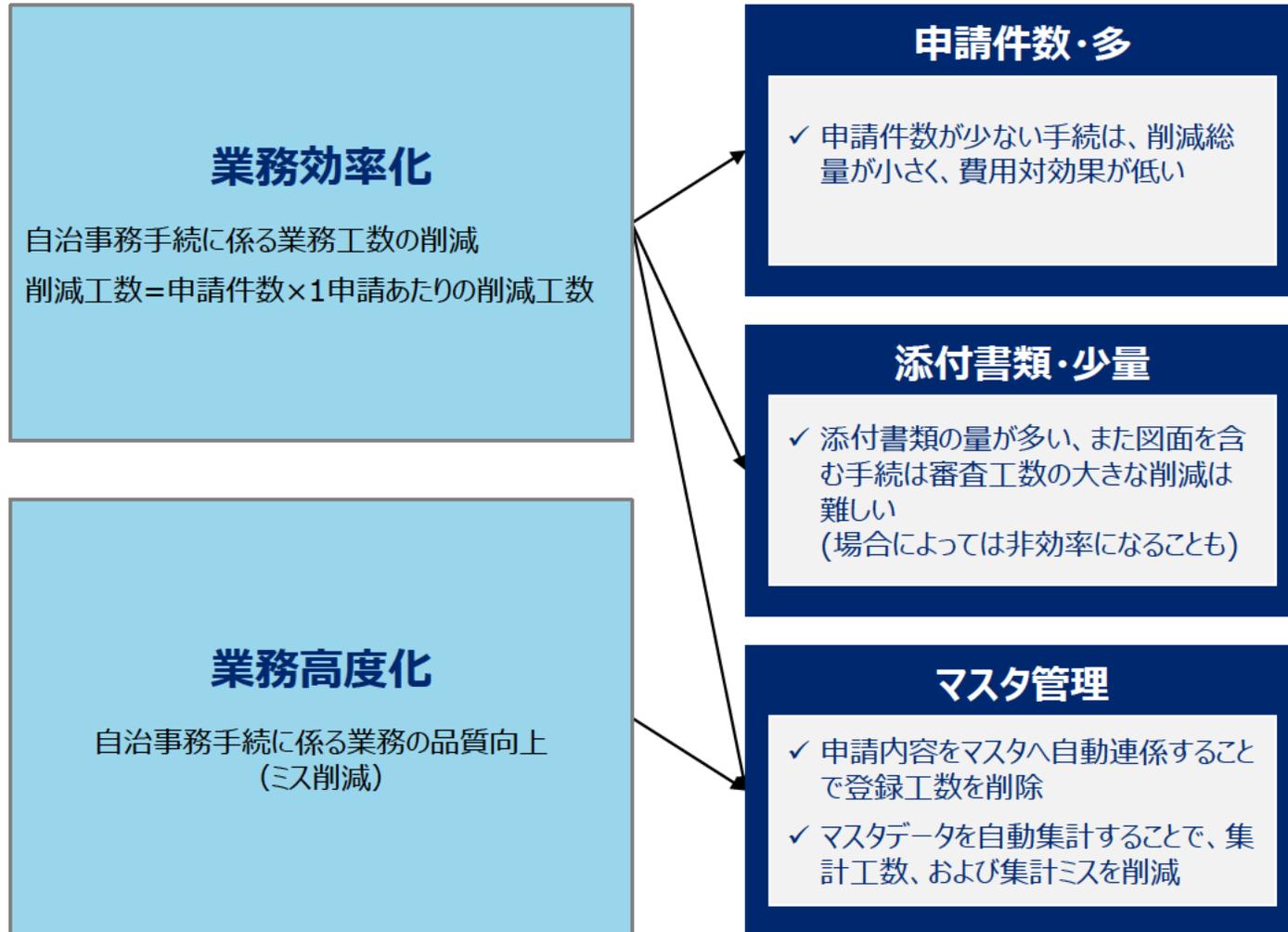


- オンライン化メリットの少ない手続への対応、オンライン化実現にあたり特筆すべき検討項目の整理を行い、次期保安ネットにて**全手続のオンライン化**を実現

オンライン化によるメリットの観点

オンライン化によるメリットの多い手続として、申請件数が多く、添付資料が少なく、マスタ管理が必要な手続を想定。

オンライン化によるメリットの観点



自治体ヒアリング/アンケート結果より

図面等の添付書類を必要とする手続では、添付資料同士や自治体独自のチェックリストと図面の突合を行いながら審査を行っている。オンラインの場合、**図面へのチェック結果の書き込みができない**と、紙媒体での審査よりも**非効率になることが想定される**。



検査時、タブレットの持ち出しが不可なため、現場に紙の資料を持ち込んで確認している。**添付書類が多かったり、図面を含む手続をオンラインで受け付けると印刷工数がかかる等、かえって非効率になるおそれがある**。

例えば、「高圧製造事業者」は、事業所単位で基礎情報・施設情報とあわせて、変更許可の手続履歴を台帳に登録しており、**登録データを利用して本省への報告を行っている**。



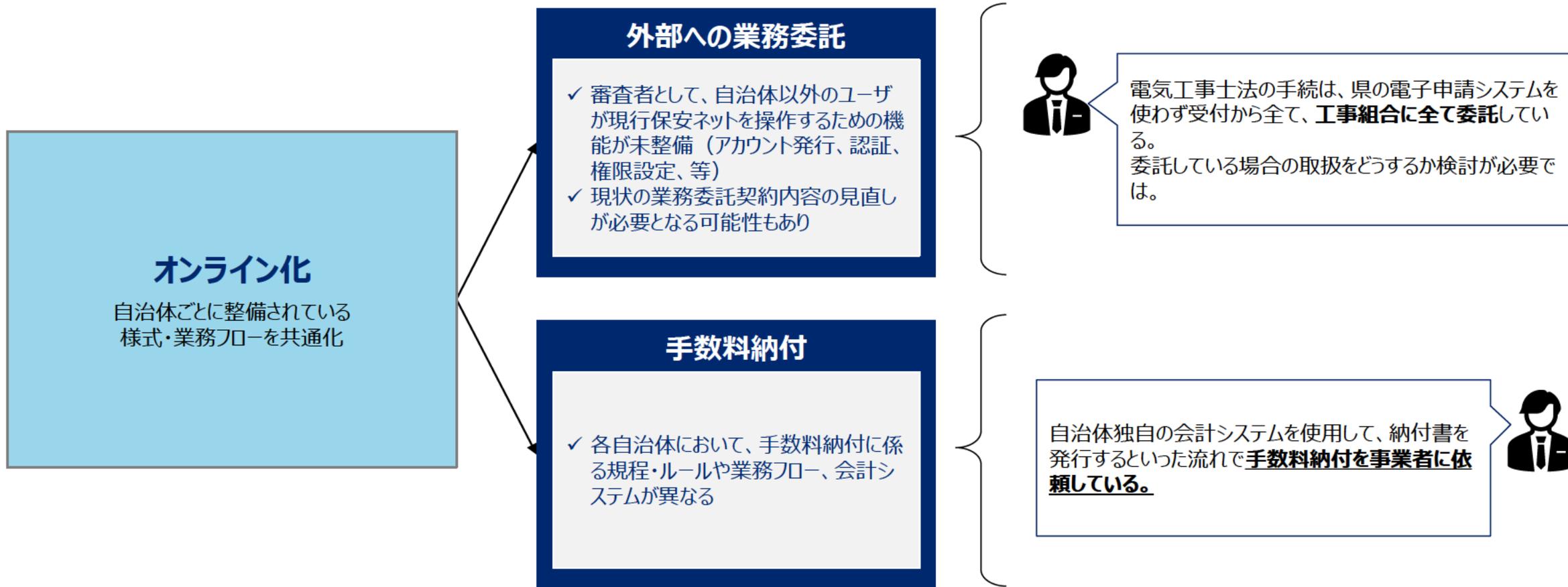
経済産業省本省へ行う**年報関連の作業が効率化**されると負担が大きく減る。

特筆すべき検討項目の観点

オンライン化に向けた特筆すべき検討項目の量は、外部への業務委託の有無、手数料納付の有無により判断する。

オンライン化に向けた検討項目の観点

自治体ヒアリング/アンケート結果より

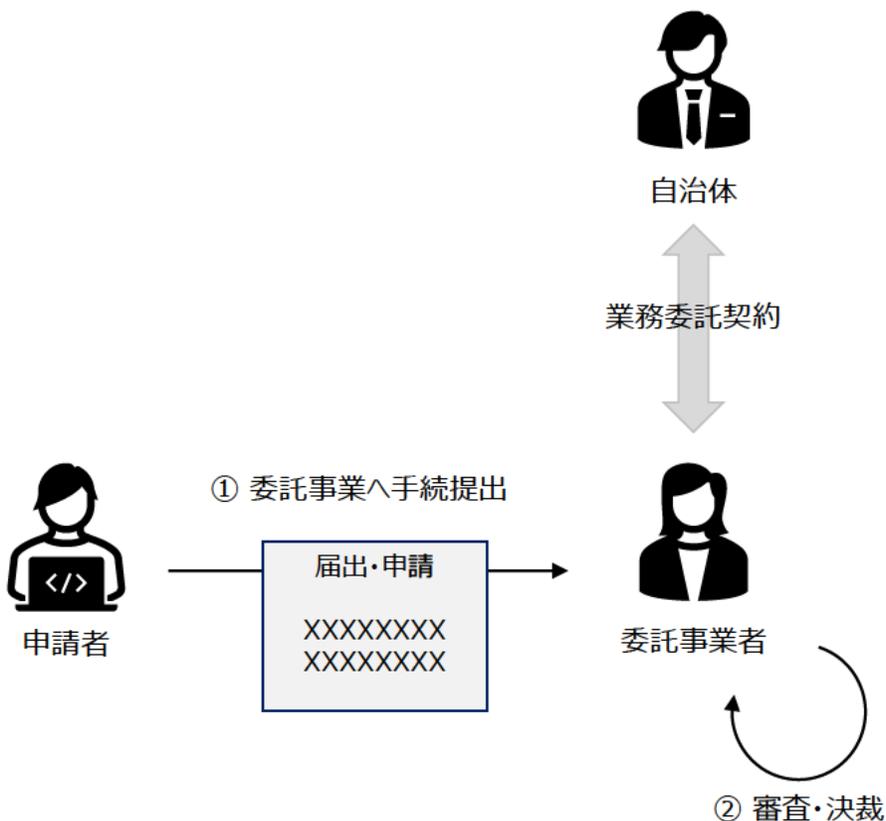


2.1. オンライン化の優先順位の高い手続の選定

特筆すべき検討項目を含む手続（外部への業務委託）

外部への業務委託を伴う手続のオンライン化を実現するには、現行保安ネットの機能拡充の検討、自治体と委託事業者との契約内容への配慮が必要。

外部へ業務委託された手続の流れ（例）



対象手続例

- 【高圧】製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付申請
- 【電気】電気工事士免状の交付
- 【火薬】火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者試験
- 【液石】液化石油ガス設備士試験

オンライン化に向けた配慮事項

- 審査者として、自治体以外のユーザが現行保安ネットを操作するための機能が未整備（アカウント発行、認証、権限設定、等）
 - 委託業務の仕様変更（紙媒体を前提とした審査から、保安ネットを用いた審査への変更）に伴い、委託事業者側のシステム利用体制・環境準備等に伴う契約内容や契約額の変更・協議が必要となる可能性あり
- ➡ **そのため、現行保安ネットの機能拡充の検討、委託事業者との契約内容に対する配慮が必要**

オンライン化に向けた施策案

- 委託事業者へ手続オンライン化に向けての課題・要望ヒアリング
 - 委託事業者による審査に向けた機能要件の整理
 - 次期保安ネットにおいて、当該要件実現するための機能を実装
 - 各自治体において、次期保安ネットを利用した委託対象手続の業務が推進可能であるか検証・評価
- ⇒ P.61-62「課題09 外部に業務委託している手続が存在」を参照

2.1. オンライン化の優先順位の高い手続の選定

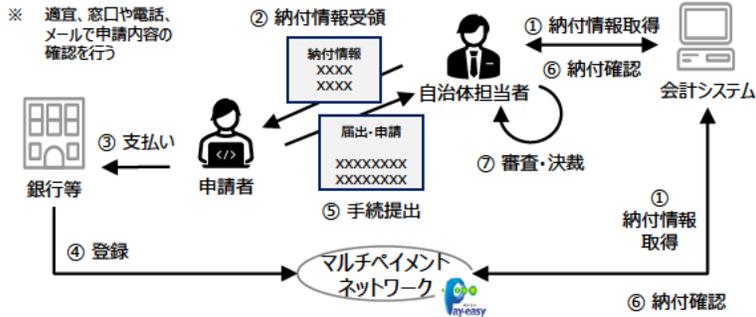
特筆すべき検討項目を含む手続（手数料納付）

手数料納付は、ルールや業務フロー、会計システムが自治体によって異なることから、現行保安ネットから機能拡充等の検討が必要。

手数料納付が必要な手続の流れ（例）

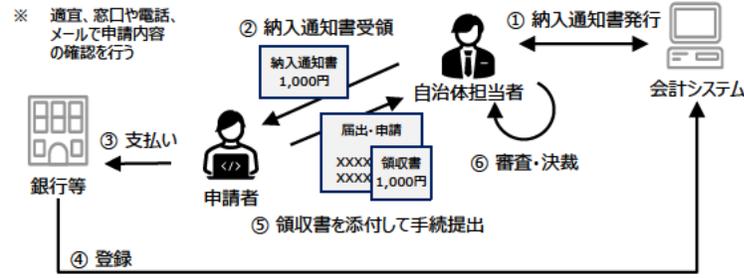
パターン1

Pay-easy(ペイジー)経由で支払いを行い、届出・申請書を提出



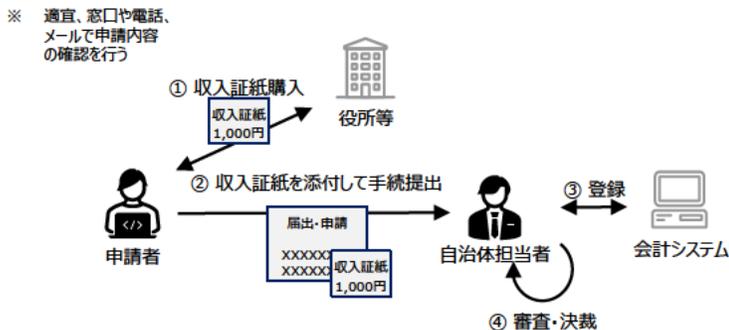
パターン2

納入通知書（納付書）を発行し、支払いをした領収書を届出・申請書に添付し提出



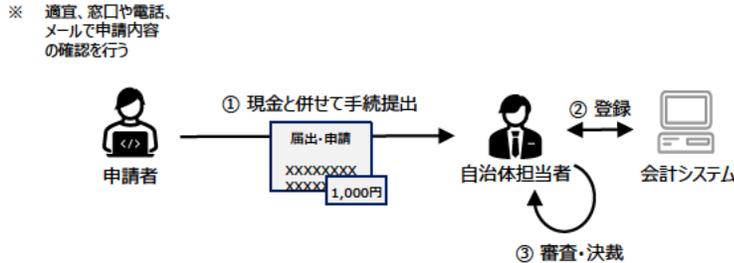
パターン3

収入印紙を購入し、届出・申請書に添付し提出



パターン4

現金と届出・申請書をあわせて窓口で提出



対象手続例

- 【高圧】第一種製造者の施設の変更工事に関する完成検査
- 【電気】電気工事業の登録
- 【火薬】火薬類輸入許可の申請
- 【液石】保安機関認定申請 等

オンライン化に向けた配慮事項

- 各自治体において、手数料納付に係る規程・ルールや業務フロー、会計システムが異なる
- ➡そのため、現行保安ネットから機能拡充等の検討が必要

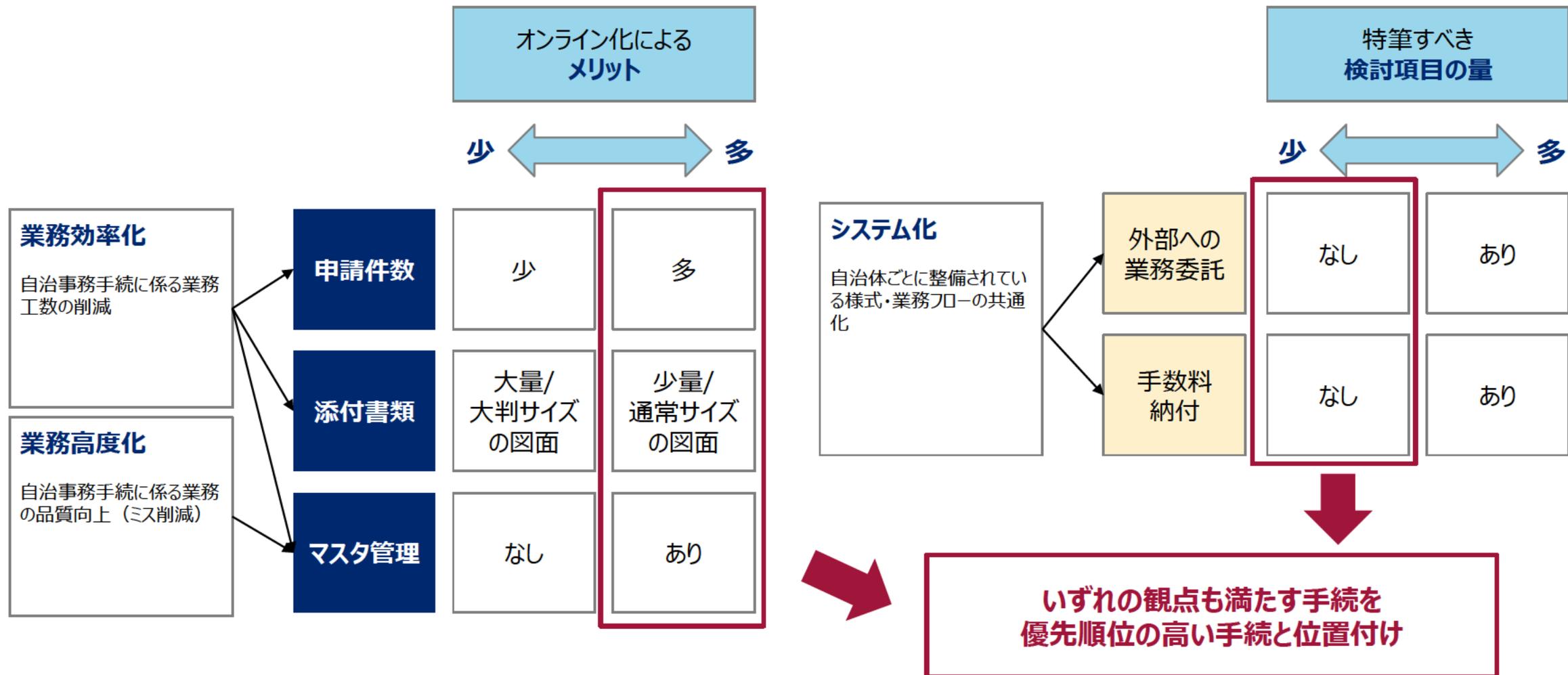
オンライン化に向けた施策案

- 各自治体で統一された手数料納付フローを整理
- 次期保安ネットにおいて、当該フローを実現するための機能を実装
- 各自治体において、次期保安ネットを利用した手数料納付対象手続の業務が推進可能であるか検証・評価

⇒ P.53-56「課題07 手数料納付に関する導入・運用方針が自治体毎に異なる」を参照

優先順位の高い手続の観点まとめ

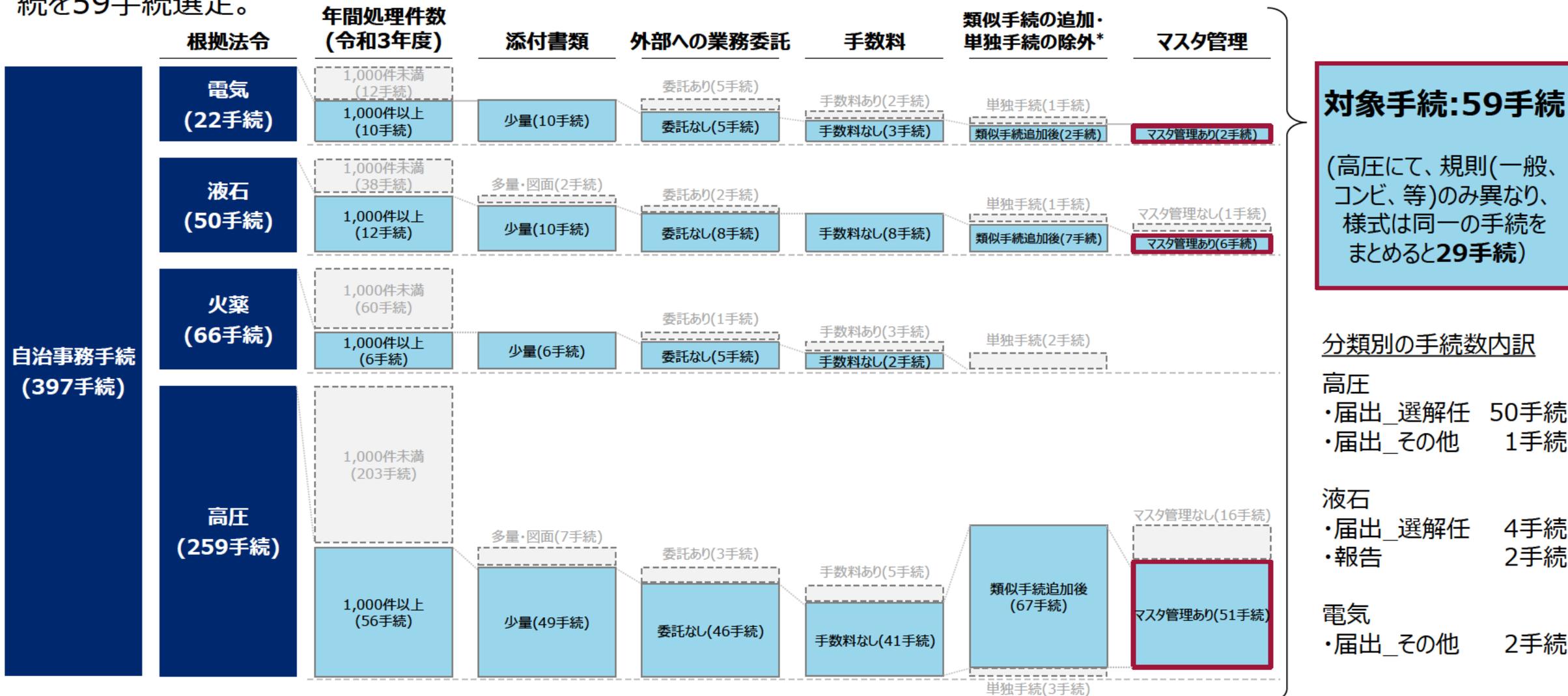
自治体から挙げられたオンライン化にあたって検討が必要な内容や、オンライン化によって便利/不便になるといった声を基に、オンライン化のメリットと検討項目の量を分ける観点を以下のとおり定義。



2.1. オンライン化の優先順位の高い手続の選定

優先順位の高い手続の分類結果

年間処理件数が1,000件超の手続から添付資料の量、外部への業務委託や手数料の有無等に着目し、優先順位の高い手続を59手続選定。



対象手続:59手続

(高圧にて、規則(一般、コンビ、等)のみ異なり、様式は同一の手続をまとめると**29手続**)

分類別の手続数内訳

- 高圧
 - 届出_選解任 50手続
 - 届出_その他 1手続
- 液石
 - 届出_選解任 4手続
 - 報告 2手続
- 電気
 - 届出_その他 2手続

* 類似手続の追加…年間処理件数が1,000件を下回る場合でも、選定した手続とほぼ同内容・様式の手続について、優先順位の高い手続に追加
単独手続の除外…事務処理上、手続の前後関係が存在する手続について、途中過程の手続のみが選定された場合、オンライン化の効果は低いため、優先順位の高い手続から除外

(参考) 「優先順位の高い手続」として選定した手続一覧

#	法令	手続名	R3年間処理件数	#	法令	手続名	R3年間処理件数
1	高圧	保安統括者の選任の届出（一般則）	1,000	31	高圧	保安技術管理者の解任の届出（コンビ則）	500
2	高圧	保安統括者の選任の届出（液石則）	1,000	32	高圧	保安係員の解任の届出（一般則）	5,000
3	高圧	保安統括者の選任の届出（コンビ則）	4,000	33	高圧	保安係員の解任の届出（液石則）	5,000
4	高圧	保安技術管理者の選任の届出（一般則）	200	34	高圧	保安係員の解任の届出（コンビ則）	10,000
5	高圧	保安技術管理者の選任の届出（液石則）	200	35	高圧	保安主任者の解任の届出（一般則）	250
6	高圧	保安技術管理者の選任の届出（コンビ則）	500	36	高圧	保安主任者の解任の届出（液石則）	250
7	高圧	保安係員の選任の届出（一般則）	5,000	37	高圧	保安主任者の解任の届出（コンビ則）	500
8	高圧	保安係員の選任の届出（液石則）	5,000	38	高圧	保安企画推進員の解任の届出（一般則）	25
9	高圧	保安係員の選任の届出（コンビ則）	10,000	39	高圧	保安企画推進員の解任の届出（液石則）	25
10	高圧	保安主任者の選任の届出（一般則）	250	40	高圧	保安企画推進員の解任の届出（コンビ則）	200
11	高圧	保安主任者の選任の届出（液石則）	250	41	高圧	冷凍保安責任者の解任の届出	3,500
12	高圧	保安主任者の選任の届出（コンビ則）	500	42	高圧	販売主任者の解任の届出（一般則）	10,000
13	高圧	保安企画推進員の選任の届出（一般則）	25	43	高圧	販売主任者の解任の届出（液石則）	20,000
14	高圧	保安企画推進員の選任の届出（液石則）	25	44	高圧	取扱主任者の解任の届出（一般則）	3,000
15	高圧	保安企画推進員の選任の届出（コンビ則）	200	45	高圧	取扱主任者の解任の届出（液石則）	3,500
16	高圧	冷凍保安責任者の選任の届出	3,500	46	高圧	保安統括者等の代理者の解任の届出（一般則）	1,000
17	高圧	販売主任者の選任の届出（一般則）	10,000	47	高圧	保安統括者等の代理者の解任の届出（液石則）	1,000
18	高圧	販売主任者の選任の届出（液石則）	20,000	48	高圧	保安統括者等の代理者の解任の届出（コンビ則）	4,000
19	高圧	取扱主任者の選任の届出（一般則）	3,000	49	高圧	冷凍保安責任者の代理者の解任の届出	3,500
20	高圧	取扱主任者の選任の届出（液石則）	3,500	50	高圧	検査主任者の解任の届出	3,000
21	高圧	保安統括者等の代理者の選任の届出（一般則）	1,000	51	高圧	（仮称）基礎情報の変更の届出	-*
22	高圧	保安統括者等の代理者の選任の届出（液石則）	1,000	52	液石	業務主任者の選任の届出（都道府県知事）	1,871
23	高圧	保安統括者等の代理者の選任の届出（コンビ則）	4,000	53	液石	業務主任者の代理者の選任の届出（都道府県知事）	1,288
24	高圧	冷凍保安責任者の代理者の選任の届出	3,500	54	液石	業務主任者の解任の届出（都道府県知事）	1,681
25	高圧	検査主任者の選任の届出	3,000	55	液石	業務主任者の代理者の解任の届出（都道府県知事）	1,225
26	高圧	保安統括者の解任の届出（一般則）	1,000	56	液石	一般消費者等の数及び保安業務の委託状況報告（都道府県知事）	11,444
27	高圧	保安統括者の解任の届出（液石則）	1,000	57	液石	保安業務実施状況等報告（都道府県知事）	11,547
28	高圧	保安統括者の解任の届出（コンビ則）	4,000	58	電気	みなし登録電気工事業者の開始届出（建設業者に関する特例）	2,412
29	高圧	保安技術管理者の解任の届出（一般則）	200	59	電気	みなし登録電気工事業者の変更届出（建設業者に関する特例）	10,292
30	高圧	保安技術管理者の解任の届出（液石則）	200				

* 既存の手続ではなく、次期保安ネットの情報管理に使用する目的で新規に作成予定の手続のため、年間処理件数は無し

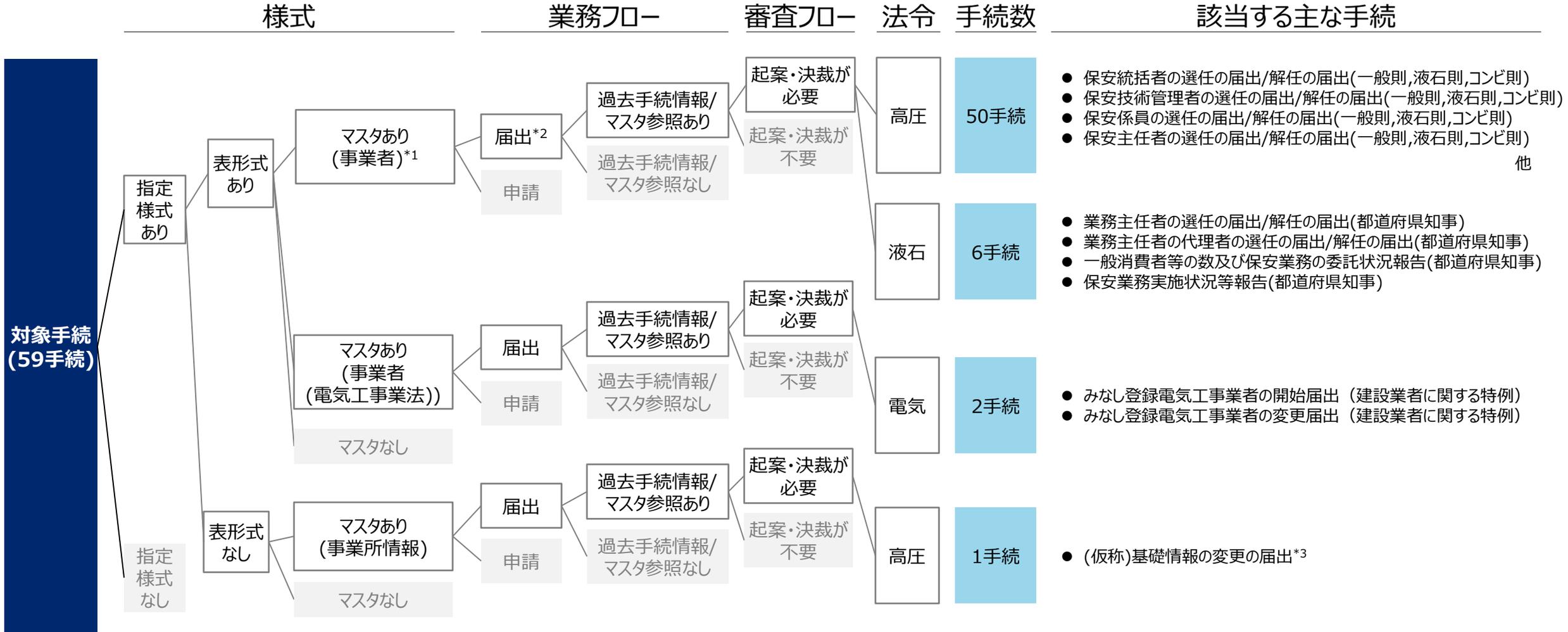
手続類型化の観点

オンライン化を効率的に進めるため、下記の観点で手続類型を定義して各手続を類型に分類し、手続毎ではなく類型を単位としてオンライン化方式を検討。

類型種別	類型化の観点	補足
様式	<ul style="list-style-type: none"> 様式の有/無（添付書類のみ） 	-
	<ul style="list-style-type: none"> 表形式の有/無 	<ul style="list-style-type: none"> 表形式の有/無によって、設定シートの設定方法が大きく変わるため類型観点とする
	<ul style="list-style-type: none"> 申請情報をマスタ管理する場合に、対象マスタの種別 	<ul style="list-style-type: none"> 登録対象のマスタによって、入力項目の共通化が可能であるため類型観点とする
業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> 届出/申請 	-
	<ul style="list-style-type: none"> 過去の手続情報やマスタデータの参照が必要/不要 	<ul style="list-style-type: none"> マスタの参照有無によって画面構成が変わるため類型観点とする
	<ul style="list-style-type: none"> 手数料納付の有/無 	<ul style="list-style-type: none"> 自治事務手続の初期オンライン化では対象外とする
審査フロー	<ul style="list-style-type: none"> 起案・決裁が必要/不要 	-
	<ul style="list-style-type: none"> 外部への業務委託の有/無 	<ul style="list-style-type: none"> 自治事務手続の初期オンライン化では対象外とする
	<ul style="list-style-type: none"> 外部への情報連携の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 自治事務手続の初期オンライン化では対象外とする

分類結果

選定した優先手続について、申請様式、業務フロー、審査フロー、法令に着目して4種類のタイプのいずれかに分類。



*1 次期保安ネットにて、自治事務で使用が見込まれるマスタは未作成のため、最も類型化に近い「事業者」マスタのある類型を用いて、別途マスタを新規作成する必要がある (例) 各種選解任者マスタ 等

*2 国の手続とは異なり、自治体では、「届出」であっても起案・決裁の処理を実施する自治体が大多数を占める

*3 事業者・事業所の基礎情報を変更・更新するために、新規に追加した手続(電気事業法の「保安規定変更届出」に類似する手続)

想定されるマスタ (1/2)

選定した手続の様式を参考に、各法令で以下のマスタを想定。

マスタの選定観点

事業の基礎情報

事業の初期申請時に報告される事業の基礎的な情報は、以後の手続きのベースとなるため、マスタ管理が必要

現行現場業務への活用

日々の業務で参照・活用しているデータはより効率的に利用するため、マスタ化が必要

法令毎のマスタ (想定)

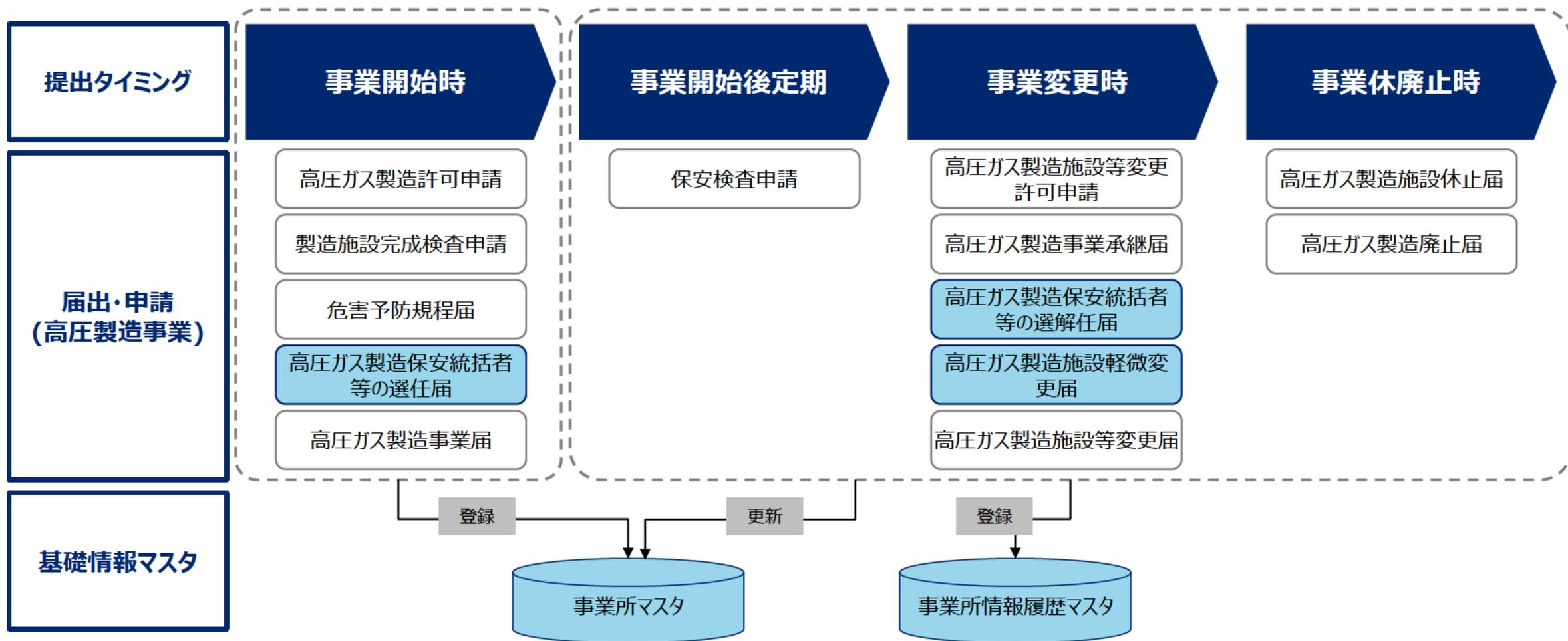
	基礎情報マスタ	個別マスタ
高圧	事業者や事業所の名称、所在地、設備等の最新情報を管理するためのデータベース	法令固有の最新情報を管理するためのデータベース
電気	事業所マスタ、事業所情報履歴マスタ 事業者マスタ、事業者情報履歴マスタ	保安統括者マスタ、保安検査マスタ
液石	事業者マスタ、事業者情報履歴マスタ	電気工事士マスタ
火薬	事業者マスタ、事業者情報履歴マスタ	保安機関マスタ、業務主任者マスタ
	事業者マスタ、事業者情報履歴マスタ	-

想定されるマスタ (2/2)

事業開始時に登録され、以降更新対象となるマスタとして事業所マスタ、また変更後の履歴を登録するマスタとして情報履歴マスタを定義。

オンライン化の優先順位の
高い手続・マスタ

事業開始からの届出・申請の流れ (高圧製造事業の例)



次期保安ネット汎用申請機能の概要

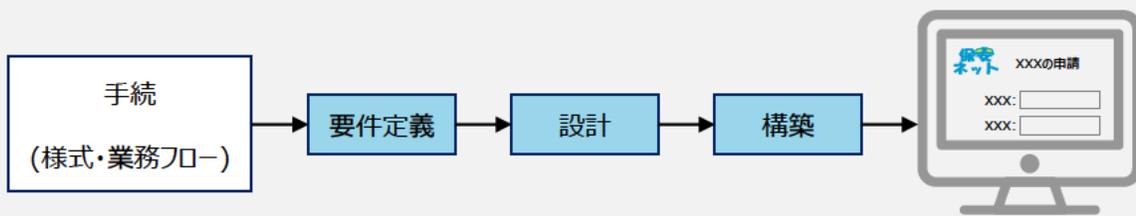
自治事務手続においては、次期保安ネットの汎用申請機能を使って早期にオンライン化を実現することを想定。



次期保安ネットでは、①本申請機能、および②汎用申請機能によって手続の届出・申請を実現している

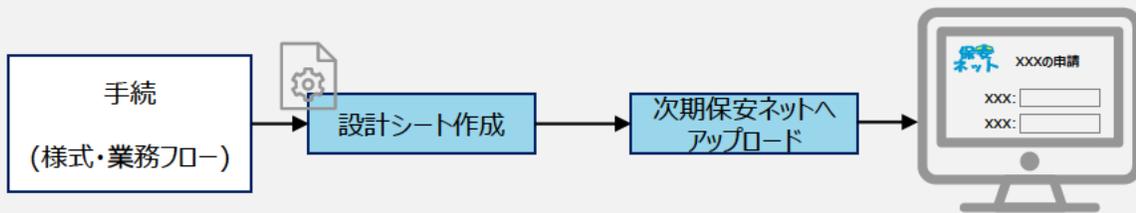
① 本申請機能

- 手続の受付・審査等に係る画面・機能・データを手続ごとに要件定義・設計を行い、**スクラッチ開発された機能**



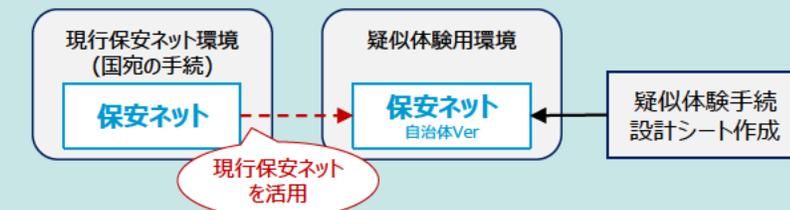
② 汎用申請機能

- 本申請機能と比べて一定の機能制約があるものの、より簡易に手続のオンライン化を実現する機能
- 画面レイアウトや審査プロセスを**設定シート (エクセル等) にて定義を行い、次期保安ネットへ読み込ませることで、ノーコード**で手続の受付・審査等に係る画面・機能・データを次期保安ネットへ具備させること可能
- 各手続の特徴に応じて手続を類型化**し、各類型に沿った設計シートのテンプレートをあらかじめ作成しておくことで効率敵に大量の手続のオンライン化を目指す



参考

本事業にて実施した自治体による疑似体験についても、疑似体験用に準備した環境と次期保安ネットの汎用申請機能を活用して構築。



自治事務手続において、基本的に汎用申請機能を活用し各自治体における要件を早期に次期保安ネットにて実現することを目指す想定

先行導入対象自治体の選定

自治体からは、ブロック会議や疑似体験を通じて国主導のオンライン化システム(保安ネット)の導入に一定の関心を示す声が挙がった一方で、導入に対して慎重な声も寄せられた。引き続きブロック会議や疑似体験を通じて今後の方向性を示しながら参加を呼びかけていく必要がある。

国主導のオンライン化システム(保安ネット)の導入に前向きな声



まだ申請受付システムを導入しておらず、他自治体と比べて遅れを感じているため、導入を考えたい

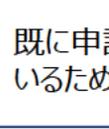
既に申請受付システムを導入しているが、申請数がほとんどない/使いづらいため、検討したい



オンライン化促進の目標はあるものの、全庁的に対応しきれていない。自治体内のPC環境の拡充と利用可能なオンライン化システムがあれば、利用したい。



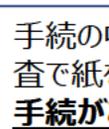
国主導のオンライン化システム(保安ネット)の導入に対して慎重な声



既に申請受付システムを導入している、または導入が決まっているため切り替えは難しい



決済機能は必要だと思うが、既に導入済の会計システム等との連携は難しい



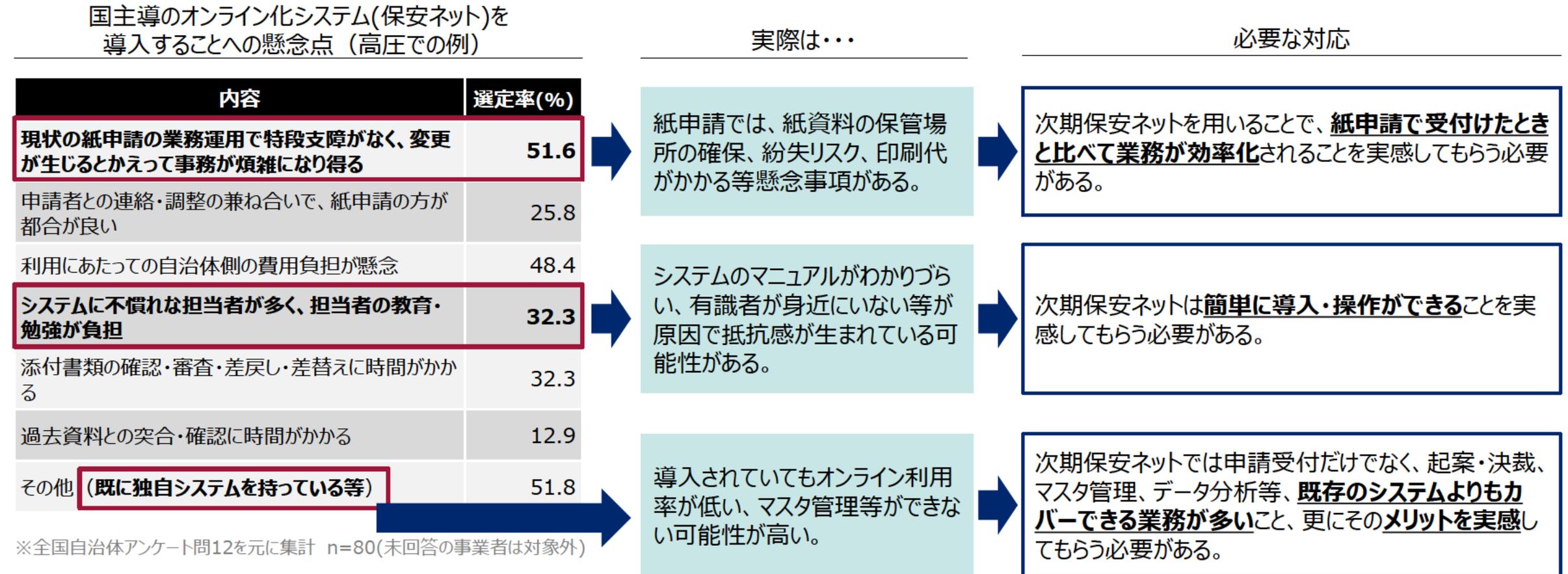
手順の中には、手数料が必要、添付書類が多い、完成検査で紙を持ち込まざるを得ない等、オンライン化になじまない 手順がある



- 引き続きブロック会議や疑似体験を通じて、**今後の動向や課題への対応方針案等**を示しつつ、自治体に国主導のオンライン化システム(保安ネット)への理解を深めてもらった上で、導入を検討してもらう
- 初期は見直しを図りながら運用する必要があることから、**初期段階においては、疑似体験に参加するなど本取組に積極的な自治体を対象とするべき**

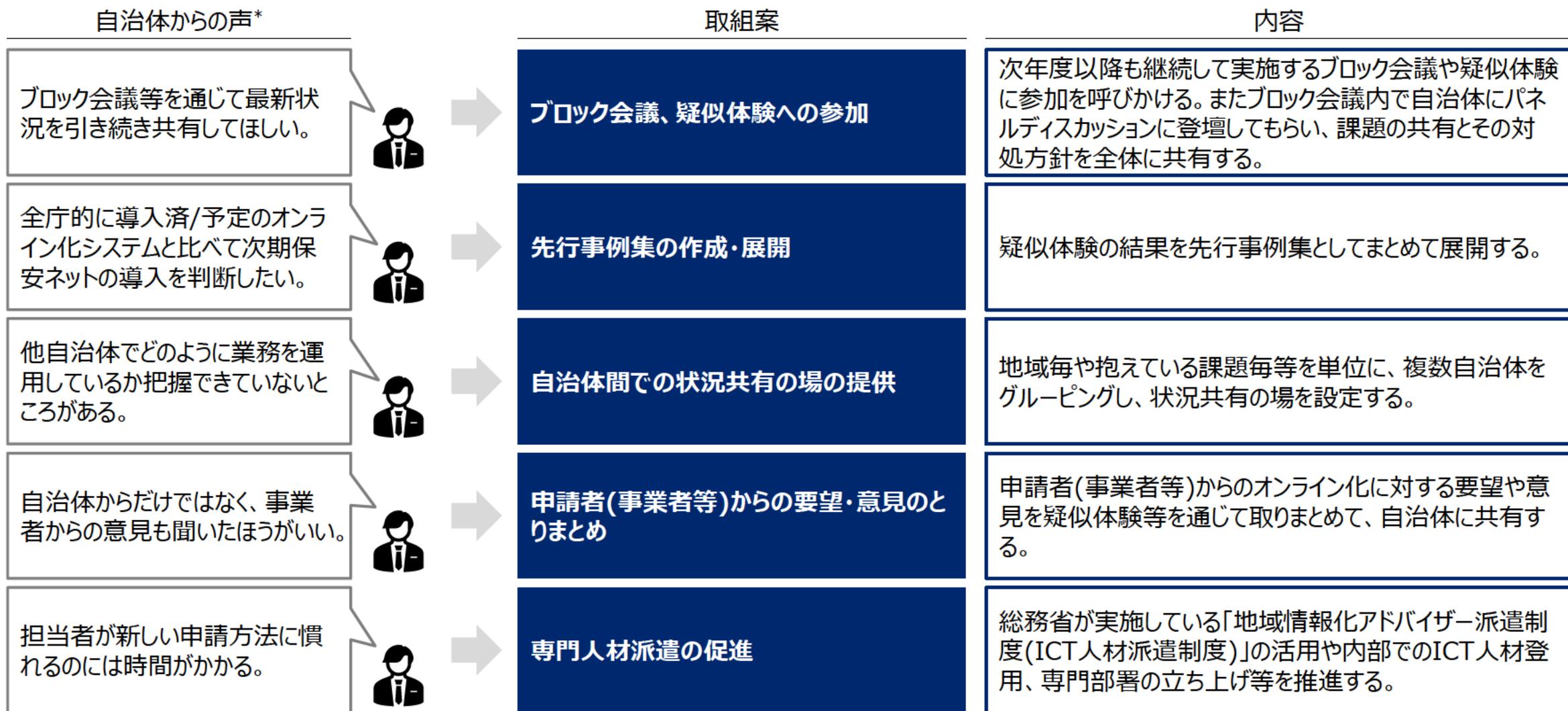
国主導のオンライン化システム(保安ネット)の導入に慎重な自治体への対応

国主導のオンライン化システム(保安ネット)を導入することへの懸念点として、紙業務と比べたときに業務が煩雑になること、システム導入に抵抗があること、既に運用済みのシステムがあること等が挙げられた。今後の疑似体験では、オンライン化のメリットを実感し、抵抗感を軽減してもらうことを目指して実施することが必要。



オンライン化の機運醸成に向けた取組案

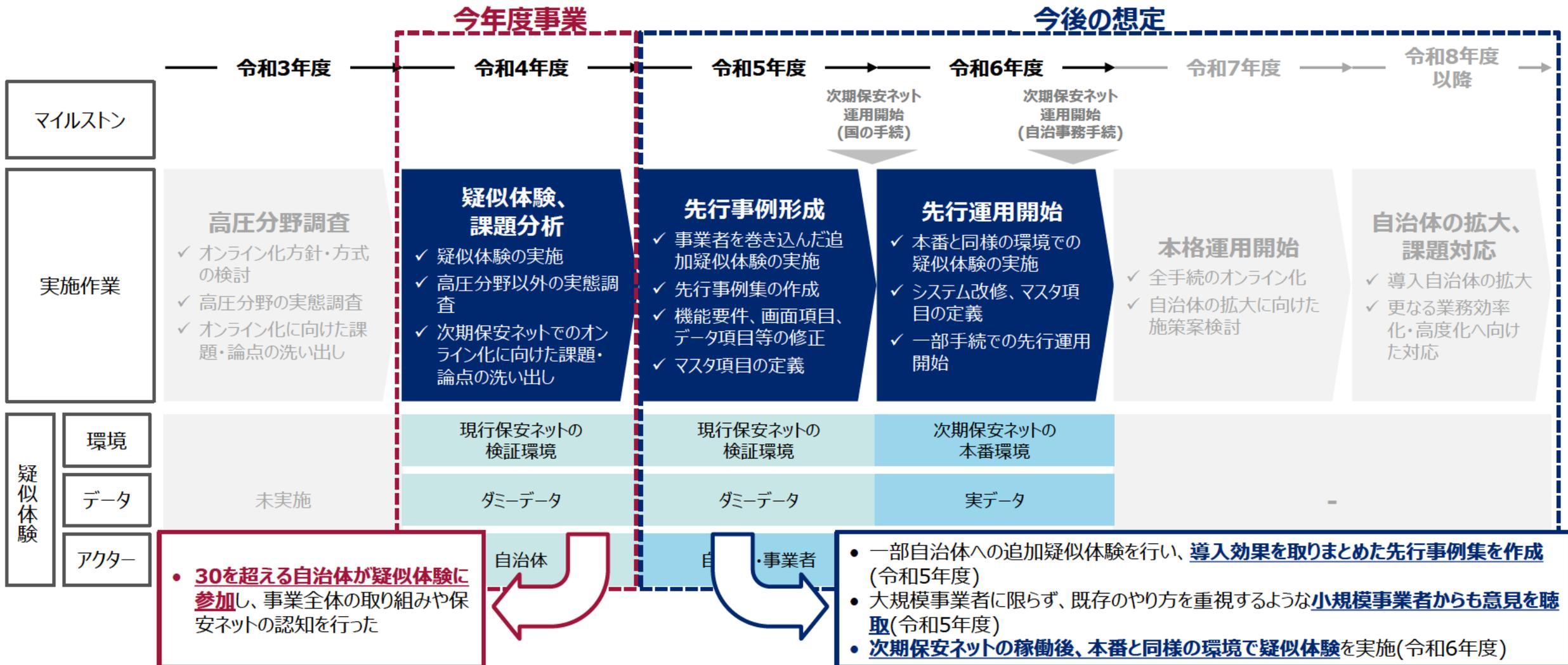
自治体からの声を基に、自治体のオンライン化への機運を醸成するための取組案を抽出。



*疑似体験後ヒアリング、ブロック会議、全国自治体アンケートでの意見より抽出

今後の実施作業案

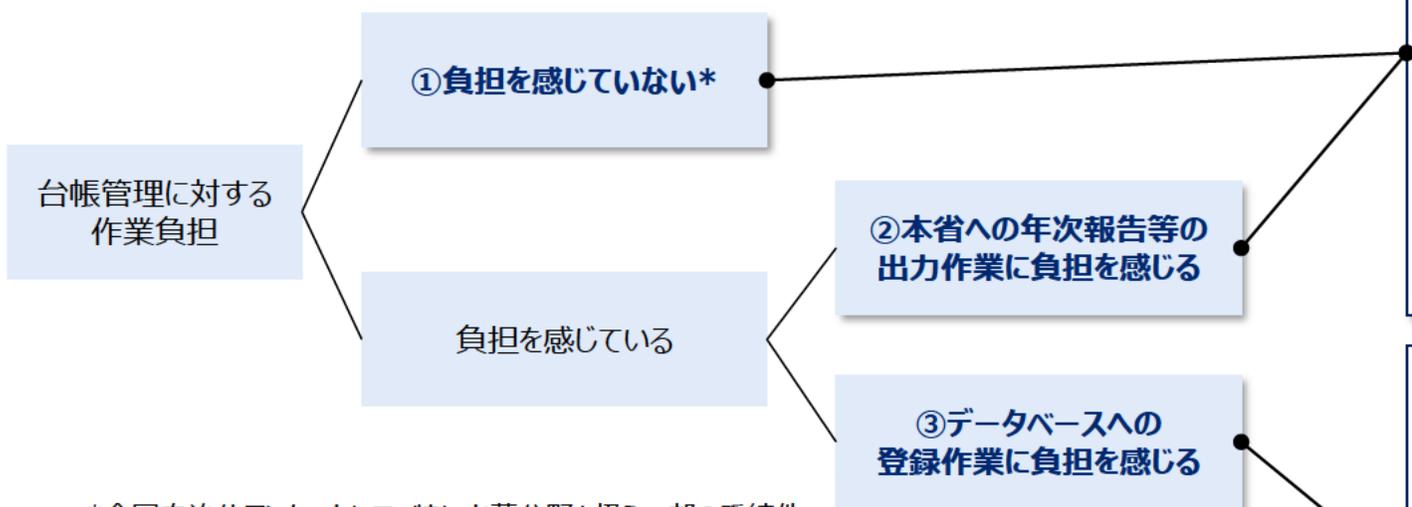
今年度の疑似体験では、30を超える自治体が参加し、事業全体の取り組みや保安ネットの認知向上に一定の成果があった。今後は先行事例の形成、本番に近い環境での疑似体験の実施等を行い、自治体のオンライン化の機運醸成が必要。



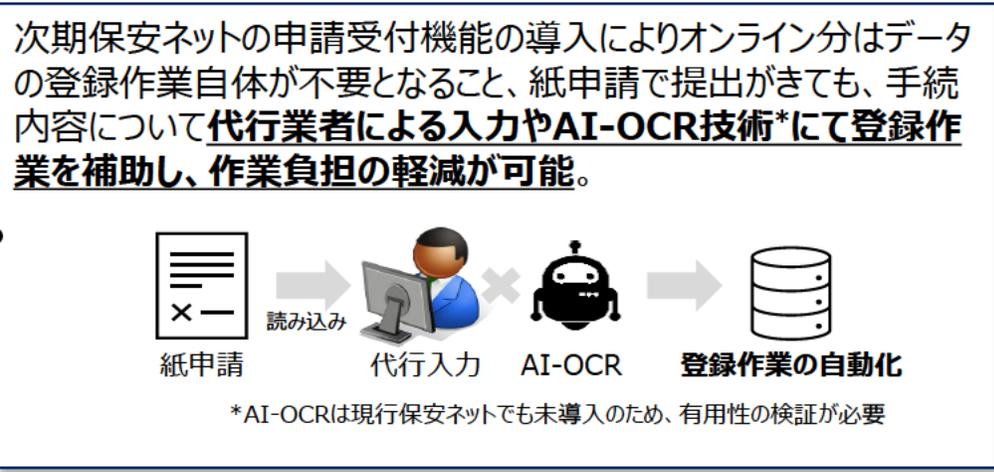
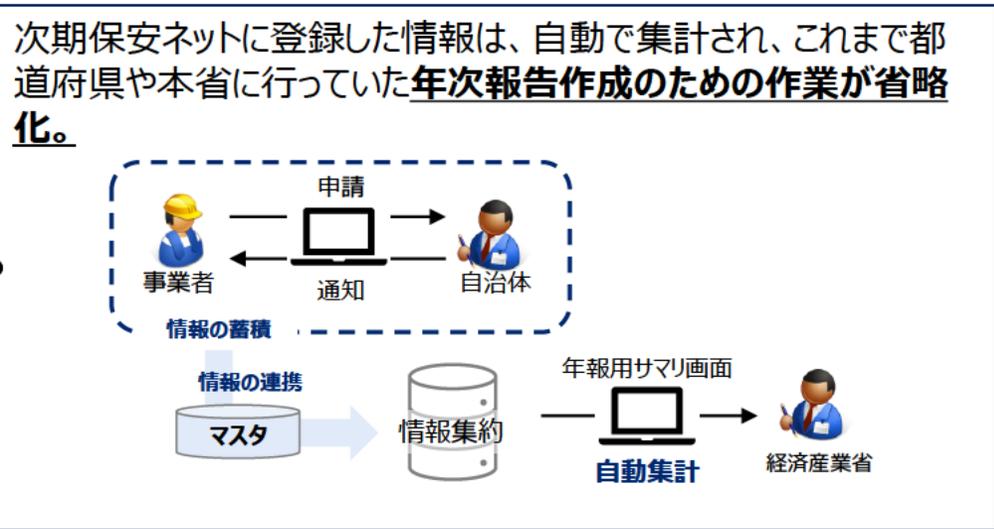
(参考) 参加自治体拡大に向けた訴求ポイント① (台帳管理の負担軽減)

次期保安ネット上でマスタ管理(台帳管理)を行うことで、年次報告のための作業が省略が可能となることや、代行入力等により登録作業への負担の軽減が可能。

台帳管理に対するマインドの振分け



*全国自治体アンケートにて、特に火薬分野を扱う一部の事務件数の少ない自治体より意見を聴取

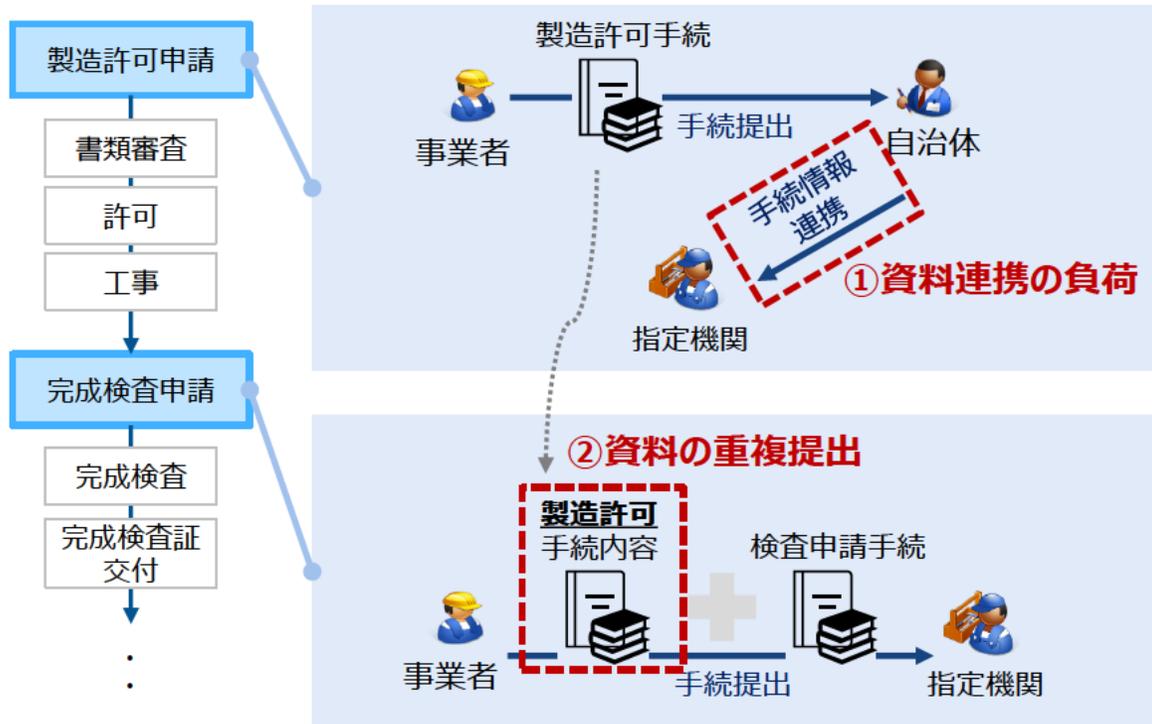


(参考) 参加自治体拡大に向けた訴求ポイント② (検査機関への重複提出の省略)

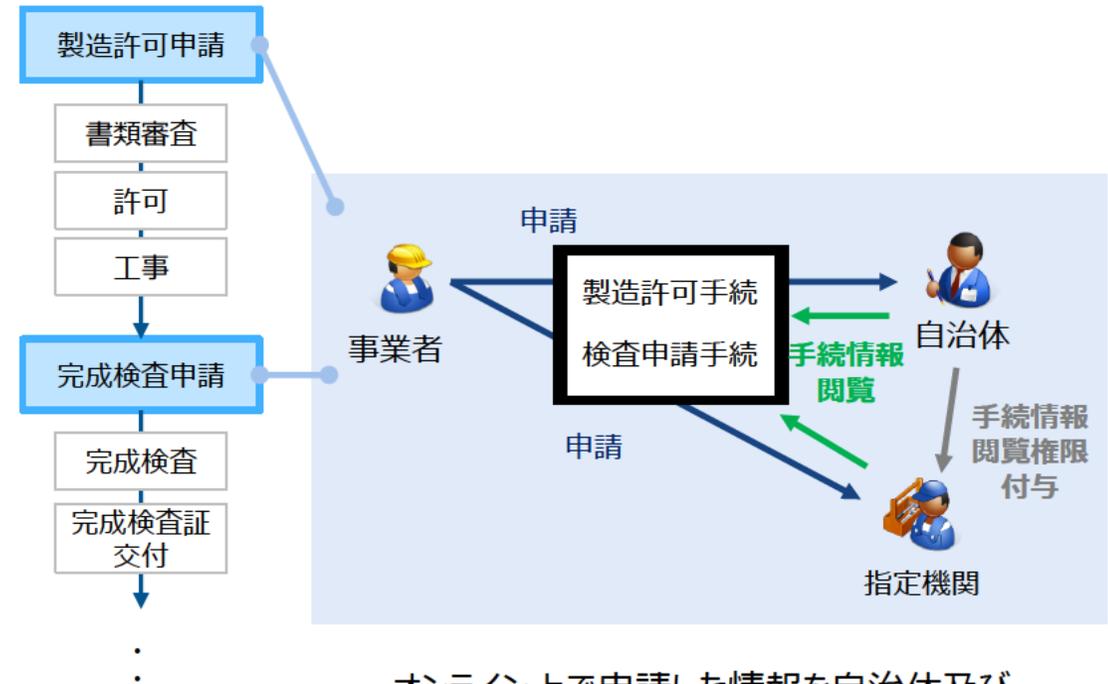
指定機関等が手続情報を次期保安ネット上で確認できるようにすることで、これまで自治体と指定機関両方に提出していた書類を一元化することが可能。

提出手続 其他作業 → 作業の流れ

現状のデータの流れ (例：製造許可申請～完成検査)



オンラインでの情報活用後 (例：製造許可申請～完成検査)



オンライン上で申請した情報を自治体及び指定機関が確認することで
自治体の情報連携の負荷・事業者の資料を重複提出する負荷を軽減

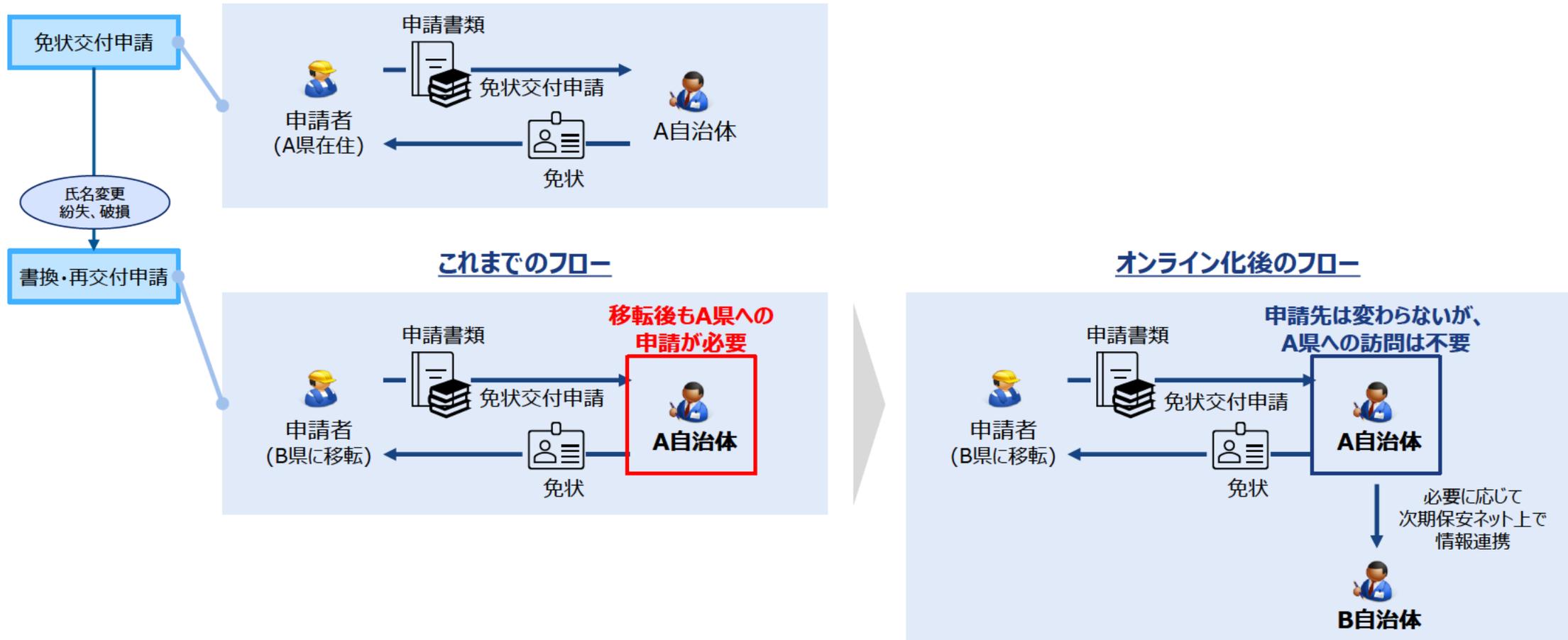
※但し添付資料含め、各書類がオンライン上で確認できることが条件となる

課題	自治体	自治体から指定機関へ情報連携する作業が発生している(①)
	事業者	製造許可申請時と同じ書類を指定機関へ提出している(②)

(参考) 参加自治体拡大に向けた訴求ポイント③ (交付窓口のオンライン化)

現在、電気工事士免状の再交付は、免状を発行した都道府県のみで行っているため、住所変更後に再交付する場合には、発行元の都道府県へ再交付申請を行う必要がある。免状交付申請のオンライン化により、発行元の都道府県を訪問する手間が軽減される。また必要に応じて自治体間で情報連携を行うことも可能。

免状交付、書換・再交付の流れ (例：電気工事士免状交付)



3. 自治事務が抱える課題の検討

3.1. 自治事務が抱える課題の整理

3.2. 主要課題の検討

3.1. 自治事務が抱える課題の整理

自治事務が抱える課題の整理

各自治体から寄せられた意見から、システムの整備や業務フローの増減に関わる意見を「主要課題」として抽出。また要件定義上で詳細検討が必要な意見を「機能面に関わる課題」として抽出。また疑似体験用システムにおける使い勝手や画面構成、文言等に関する意見は、「ユーザビリティに関わる意見」として次年度以降の参考とするため一覧化を行う。

	分類	概要	該当頁
自治体からの意見 (疑似体験、ブロック会議、アンケート)	主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「環境整備」の課題 次期保安ネットを自治体に導入するにあたって整備すべき制度やインフラに関する課題を検討 ● 共通化に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> - 「<u>様式</u>」の共通化：自治体毎に独自様式や手続を設けている場合への対応の検討 - 「<u>データベース</u>」の共通化：次期保安ネットでの管理台帳のあり方やデータ移行の進め方について検討 - 「<u>業務フロー</u>」の共通化：自治体毎に事務処理が異なるとされる業務や国として全自治体向けに方針を示すべき課題について検討 	P.35-P.63
	機能面に関わる課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治事務向け次期保安ネットの機能のみに関わる課題 <ul style="list-style-type: none"> - 自治事務特有の機能に当てはまる課題を抽出し、事業内で次期保安ネットでの実現イメージや対応方針を検討 ● 次期保安ネットの機能に共通する課題 <ul style="list-style-type: none"> - 次期保安ネットにも共通している課題は、次期保安ネットの要件定義内で検討 	-
	ユーザビリティに関わる意見	<p>その他、疑似体験用システムにおける使い勝手や画面構成、文言等に関する意見は、「ユーザビリティに関わる意見」として次年度以降の参考とするため一覧化</p>	

3.2. 主要課題の検討

主要課題一覧

本事業で検討を行う主要課題の一覧とその論点は以下のとおり。

No.	種別	課題	論点	該当頁
01	環境整備	起案・決裁、文書管理に関する方針が自治体毎に異なる	<ul style="list-style-type: none">既存の紙やシステムでの文書管理を次期保安ネットで代替するのか(既存の文書管理システムを次期保安ネットで代替することが難しい場合) 自治体毎の文書管理システムと次期保安ネットを連携するのか	P.39-P.40
02		LGWAN未整備の団体が一部存在	<ul style="list-style-type: none">どのような団体がLGWAN未整備なのかLGWAN未整備の団体はどのように次期保安ネットへアクセスするのか	P.41
03	様式	申請者(事業者等)に提出を求めている自治体独自の手続や様式が大半の自治体で存在	<ul style="list-style-type: none">国の法令に基づかない自治体毎の独自手続や様式を次期保安ネットで実装するのか	P.42-P.45
04	データベース	全自治体の管理台帳から次期保安ネットへとデータ移行が必要	<ul style="list-style-type: none">各自治体が保有する管理台帳から、どの項目を次期保安ネットでのマスタ管理対象としてデータ移行を行うのか	P.46-P.48
05	業務フロー	事前相談の実施方法が自治体毎に異なる	<ul style="list-style-type: none">事前相談業務をどのように次期保安ネットで行うのか事前相談が増え得る可能性に対して、どう予め備えることが考えられるか	P.49-P.50

3.2. 主要課題の検討

主要課題一覧

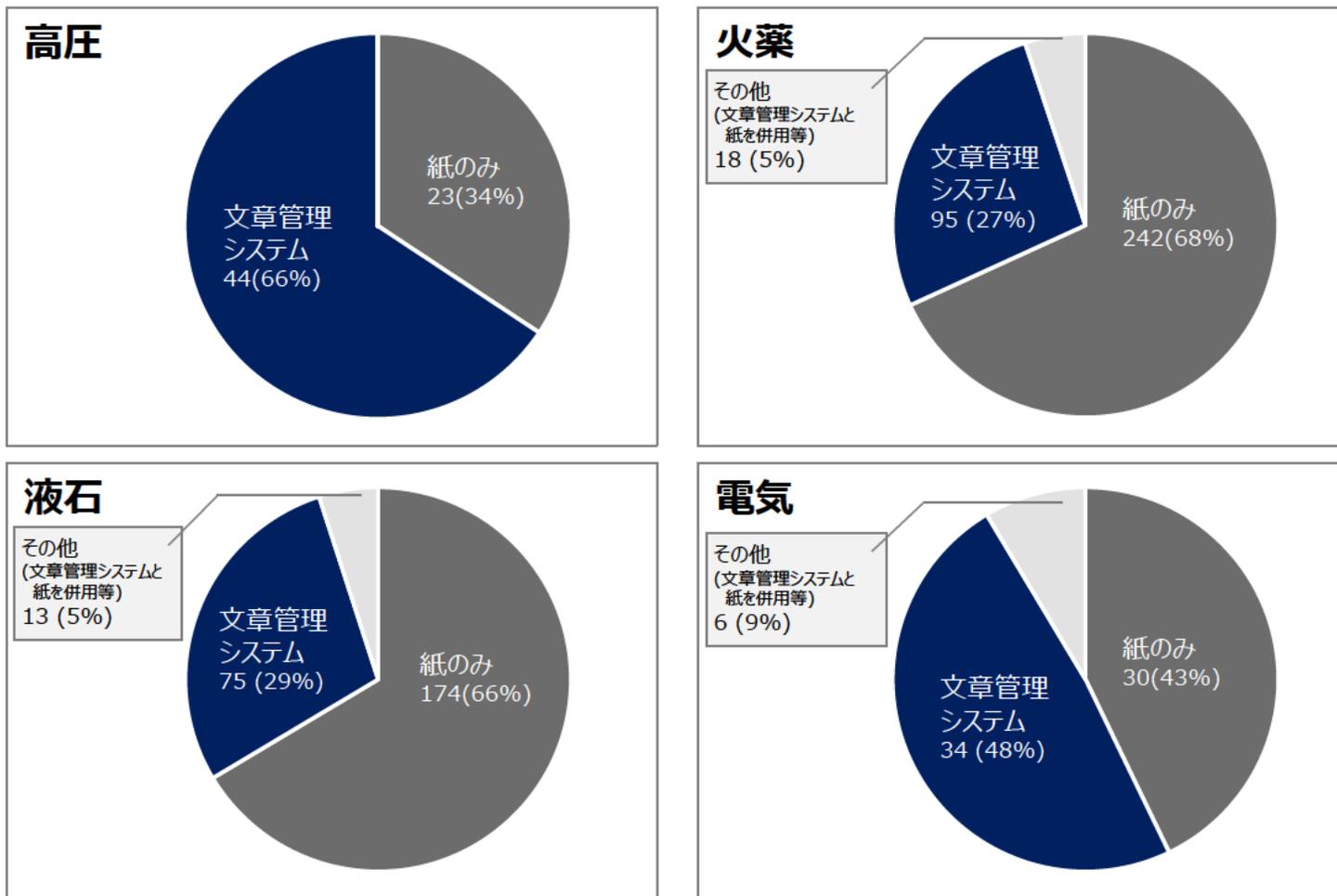
本事業で検討を行う主要課題の一覧とその論点は以下のとおり。

No.	種別	課題	論点	該当頁
06	業務フロー	大半の自治体で紙原本の提出や交付が行われている	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化後、本人確認書類や資格証明書等の紙の原本の提出が必要な書類の扱いをどのようにするのか オンライン化後、副本や許可証、免状等の書面の交付をどのように行うのか 	P.51-P.52
07		手数料納付に関する導入・運用方針が自治体毎に異なる	<ul style="list-style-type: none"> 既存の自治体毎の会計システムと連携して導入するのか、自治事務向けのシステムでは切り離した形で導入するのか 業務フローに手数料納付のフローをどこに組み込むのか 	P.53-P.56
08		多量の添付書類や大判な図面が必要な手順をオンライン化すると業務が煩雑になる恐れがある	<ul style="list-style-type: none"> 複数図面同士の確認や自治体毎に保有しているチェックリストとの突合等、画面上では行いづらい作業を行いやすくするため、どのような機能が必要か その機能は次期保安ネットの実装可能か (実装困難な場合)どのような運用で対応するのが望ましいか 	P.57-P.60
09		免状交付等の一部手続では、大半の自治体で外部への業務委託を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 外部業務委託先が操作可能な業務フローの範囲や閲覧可能な範囲をどこまでとするのか 	P.61-P.62
10		オンラインでも行政書士による代行申請を実現する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> 行政書士による代行申請をどのような操作権限・参照権限で次期保安ネットを実現するのか 	P.63

課題01 起案・決裁、文書管理に関する方針が自治体毎に異なる – 現状(1/2)

起案・決裁時における文書管理システムの利用状況は自治体毎で様々であり、また全庁的なシステムが導入されていても産業保安法令の手続きでは利用されていないケースもある。

起案・決裁時の文書管理システムの利用状況



自治体からの声 (一部、抜粋)



全て自前のシステムで電子決裁を行っている。文書の保存も兼ねている。(A自治体、B自治体)

高圧ガス保安法の手続きでは特例として全庁的な電子決裁システムを利用していない。(C自治体)



文書管理システムに情報を登録しているが、決裁は紙で実施している。(D自治体)

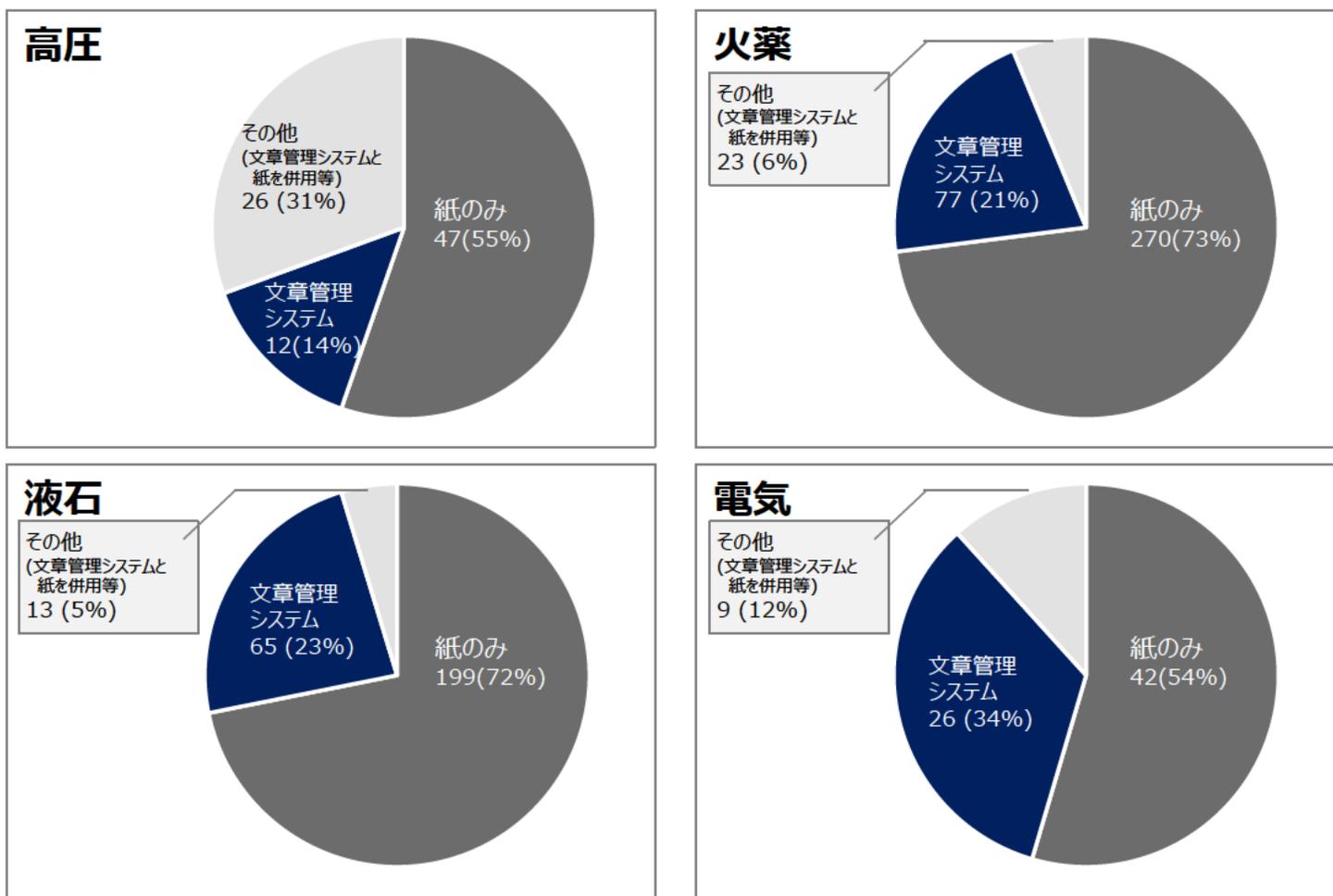
起案・決裁時における文書管理システムの利用実態は自治体によって異なる。

3.2. 主要課題の検討

課題01 起案・決裁、文書管理に関する方針が自治体毎に異なる – 現状(2/2)

全体的に紙保存を行っている自治体が多い状況。そもそも紙申請が多いことや紙の図面が必要な状況があることが理由としてあげられる。

保存・保管時の文書管理システムの利用状況



自治体からの声 (一部、抜粋)



電子機器の持ち込みが困難な現場を訪問する際は、紙の図面を持ち込まなければならないため、紙保管が必要。(A自治体)



紙申請で受付けたものは紙と文書管理システム、オンラインで受付けたものは文書管理システムのみで保管。(B自治体)



紙媒体と併用して文書管理システムで保管。(C自治体、D自治体、E自治体等)

- 検査への対応、紙申請が主等の理由から紙での保管が多くを占めるが、紙で受付けた場合でも文書管理システムで保管を行っている自治体も一定数あり
- また現行保安ネットのような別システムで保管しているという自治体は見受けられなかった

3.2. 主要課題の検討

課題01 起案・決裁、文書管理に関する方針が自治体毎に異なる – 対応方針案

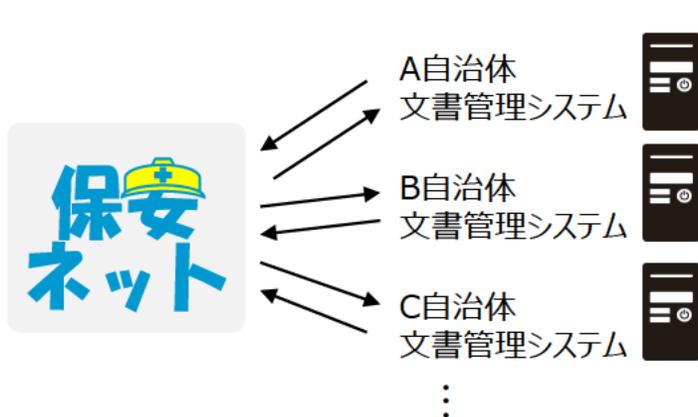
次期保安ネット導入後の起案・決裁、文書管理の実現案を整理。システム連携は現状実現困難と考えられるため、既存システムとの併用または代替のいずれかが妥当な施策と考えられる。

対応方針案①(システム連携)

対応方針案②(既存システムとの併用)

対応方針案③(既存システムからの代替)

実現イメージ



概要

各自治体の文書管理システムとAPI連携を行い、次期保安ネットで受け付けた文書を自治体の文書管理システムへ自動で登録し、文書管理を行う。

次期保安ネット、自治体の文書管理システム/紙様式の双方を用いて各種業務を行う。

- ① 「受付」～「審査」:次期保安ネット
- ② 「起案・決裁」:自治体の文書管理システム/紙様式
- ③ 「結果通知」:次期保安ネット
- ④ 「文書管理」:自治体の文書管理システム/紙様式

次期保安ネットが自治体の文書管理システム/紙様式で行っていた各種業務を代替する。

- ① 「受付」～「審査」:次期保安ネット
- ② 「起案・決裁」:次期保安ネット
- ③ 「結果通知」:次期保安ネット
- ④ 「文書管理」:次期保安ネット

評価

自治体毎に文書管理システムの仕様が異なるため、各自治体のシステムとの連携を検討しなければならず、実現困難

- 既存の申請受付システムと文書管理システムの併用と同様の考えで、導入は容易と考えられる
- 複数のシステムの操作が必要なことから業務が煩雑になる恐れがある

- 既存の文書管理システムではないシステムで「起案・決裁」、「文書管理」を行うことが可能か自治体毎に整理が必要(次頁詳細)
- 単一のシステムで処理が完結することから②と比べて効率的に業務遂行が可能

3.2. 主要課題の検討

課題01 起案・決裁、文書管理に関する方針が自治体毎に異なる – 既存システム代替

各自治体の文書管理規則には、既存の文書管理システム以外のシステムの利用が可能な余地を残していることが判明。そこで規則上の例外のシステムに次期保安ネットを適用させることで、既存システムの代替としての役割を担うことが可能。

神奈川県行政文書管理規程*1

(行政文書管理システムによらない行政文書の收受)

第14条 收受記録を残すべき行政文書について、行政文書管理システムに接続できない環境にある等、行政文書管理システムへの登録が困難な場合又は年間若しくは特定の期間に同一の件名で相当数の申請書等を受領する場合は、第10条から前条までの規定にかかわらず、收受記録簿（第3号様式）に必要な事項を記録し、文書課長の定めるところにより番号を付さなければならない。**ただし、別に定めるシステムにより收受の記録を行っている場合は、当該システムによる收受の記録をもって收受処理に代えることができる。**

(起案文書の作成)

第19条 **起案文書**（電子情報等を含む。以下同じ。）は、**行政文書管理システムその他別に定めるシステムを利用して作成しなければならない。**

(電子情報等の整理及び保管)

第48条 **電子情報等の整理及び保管は、原則として会計年度ごとに行政文書管理システムへ登録することにより行わなければならない。**

横浜市行政文書管理規則*2

(行政文書の登録)

第9条 **行政文書**(次条第2項の規定によりその保存期間が1年未満である行政文書、常時使用する行政文書その他文書管理システムを使用することが困難であると行政マネジメント課長が認めた行政文書並びに決裁及び供覧を要しない行政文書(以下「システム外文書」という。))を除く。)は、**別に定めるところにより、文書管理システムに登録しなければならない。**

(行政文書の整理、ファイリング及び保存)

第11条 課等の長は、事案処理の終了した**行政文書**(システム外文書を除く。)を、前条第4項の分類に従い、保存期間別及び会計年度別に、遅滞なく、**文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。**

2 前項の規定により整理し、及び保存した行政文書のうち文書管理システムに記録した事項以外の事項を記録した行政文書並びにシステム外文書は、次に定めるところにより、整理し、ファイリングし、及び保存しなければならない。(一部抜粋)

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、課等の長は、行政マネジメント課長と協議の上、別の方法により行政文書を整理することができる。

各自治体の文書管理規則では、原則文書管理システムを利用するよう明記されている。

但し例外のシステムとして次期保安ネットを適用することで、既存システムの代替として次期保安ネットを利用することが可能となる。

*1 神奈川県庁「神奈川県行政文書管理規則」. https://en3-jg.d1-law.com/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=1951799219&CALLTYPE=1&RESNO=12&UKEY=1672127604322, (2022/12/27閲覧)

*2 横浜役所「横浜市行政文書管理規則」. https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG0000040.html, (2022/12/27閲覧)

課題02 LGWAN未整備の団体が存在

全国自治体への調査の結果、主に消防本部や免状交付を行う外部への業務委託先で、LGWANが未整備ということが判明。これらの団体において届出・申請が行われていることに鑑み、インターネット接続も確保が必要。

LGWAN未整備の団体 (全国自治体向けアンケートより確認)

一部事務組合や広域連合(消防本部)(高圧、液石、火薬)

該当例

- A消防本部(B自治体)
- C広域連合消防本部(D自治体)
- E消防本部(F自治体)
- G広域連合(H自治体) 等

外部への業務委託先(全法令)

各都道府県の電気工事工業組合や高圧ガス保安協会が該当

これらの団体が今後手続の受付や審査を行うことを鑑み、LGWANのみではなく、インターネットでの接続も可能な仕様が必要。

課題03 自治体独自の手続が存在 – 現状

国の法令に基づく手続では把握しきれない情報を取得するため、自治体独自で手続を設けていることが判明。中でも代表者変更や保安監督者等の変更に係る手続は、自治体毎に様式は異なるが、調査した全ての自治体で事業者へ提出を求めている。

自治体独自の手続(高圧の場合)

各自治体共通して申請者に提出を求めている 自治体独自の手続*

- 法人代表者や本社所在地等、事業者の基礎的な情報の変更に関する手続
- 事業所名称等、事業所の基礎的な情報の変更に関する手続

(A自治体の例)

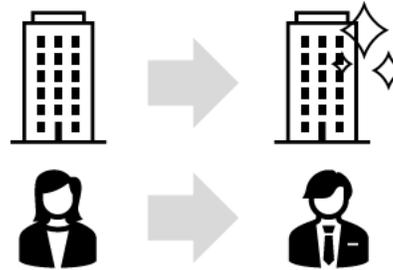
- 「高圧ガス事業所名称等変更届出書」の項目
 - 法人代表者
 - 保安担当者（保安監督者）
 - 事業所名称
 - 本社所在地

自治体によっては提出を求めている、 自治体独自の手続*

- 充填届（B自治体、C自治体）
- 工事完了届（D自治体、E自治体）
- 高圧ガス軽微変更報告（F自治体、G自治体）
- 高圧ガス製造施設再使用届（H自治体） 等

手続の目的

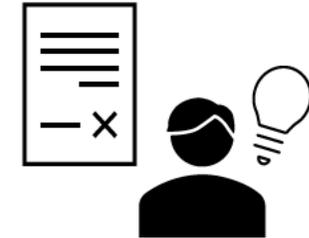
事業者・担当者等の連続性の把握



代表者、事業所の名称、本社所在地等が変更した旨届け出てもらわないと自治体側からの郵送物が届かない等不都合が生じるため確認している。(I自治体)



業務上必要な情報の把握



高圧ガス保安法に該当する手続はないが、独自に運用し、得られた情報を別業務で活用している。(J自治体)



* K自治体、L自治体、M自治体、N自治体の該当手続についてHPやヒアリングを基に確認

課題03 自治体独自の手続が存在 – 対応方針案

代表者変更や保安監督者等の変更に係る手続は、手続を実装するのではなく、gBizIDとの連携やマスタ更新により簡略化が可能。それ以外の自治体毎に対応が異なる手続は、複雑化を防ぐためマスタ更新に関わる場合のみ入力フォームを設ける等、範囲を限定する。

自治体独自の手続(高圧の場合)

各自治体共通して申請者に提出を求めている自治体独自の手続*

- 法人代表者や本社所在地等、**事業者の基礎的な情報の変更に関する手続**
- 事業所名称等、**事業所の基礎的な情報の変更に関する手続**

(A自治体の例)

- 「高圧ガス事業所名称等変更届出書」の項目
 - 法人代表者
 - 保安担当者（保安監督者）
 - 事業所名称
 - 本社所在地

自治体によっては提出を求めている、自治体独自の手続*

- 充填届（B自治体、C自治体）
- 工事完了届（D自治体、E自治体）
- 高圧ガス軽微変更報告（F自治体、G自治体）
- 高圧ガス製造施設再使用届（H自治体）等

対応方針案

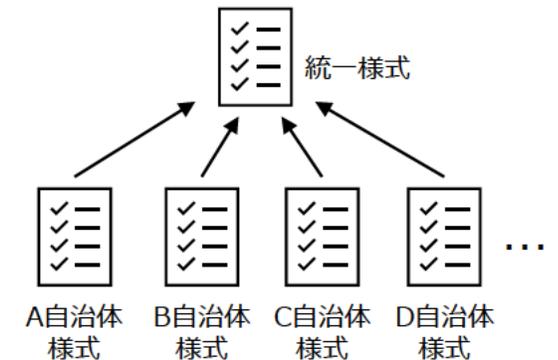
- **事業所の名称や所在地等の事業所の基礎情報の更新ができる手続を新たに追加する**
 ※事業者情報の変更はgBizIDのアカウント情報の変更を以て更新が可能
 ※マスタ更新の内容を見落とさないよう、更新履歴がわかるような仕組みが必要



届出

A事業所
 事業所の所在地 ◆◆
 事務所の所在地 ××
 保安監督者 △△ …等

- マスタ更新に関わる情報を含む場合は、全自治体で管理できるよう統一のフォームを作成
- そうでない場合は、簡易申請で対応
 ※なお初期導入にかけては、施設情報に係るマスタの実装を想定していないため、左記に例示した手続について、統一様式の作成は不要と想定



3.2. 主要課題の検討

課題03 自治体独自の様式が存在 – 現状

各手続の提出書類は、「申請書」、申請内容の「記述書」、申請内容を裏付ける「添付資料」の3種類に定義する。記述書は自治体毎にそもそもの有無や内容が異なっている。

全自治体共通

☰

✕

申請書*

手続の頭紙として、各手続必須提出のもの。A4の一枚に収まる規定の書式に手続の基礎的な情報を記載。

高圧ガス製造許可申請書	一 般 規 定 特 定	× 整理番号 × 審査結果 × 受理年月日 × 許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造する高圧ガスの種類			
欠格事由に 関する事項	<p>1 高圧ガス保安法第24条第1項の規定により許可を取り消され、取 消しの日から2年を経過しない者</p> <p>2 この申請又はこの申請に基づく命令の履行に違反し、罰金以上の 刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けずに終わ りた日から2年を経過しない者</p> <p>3 法令の定め として経済産業省令で定める者</p> <p>4 法人であって、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに 該当する者がいるもの</p>		
年 月 日			
代表者 氏名			
事業所 種 別			
× 事業所コード	連絡担当者	所 属 名	電 話 番 号

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×の項は記載しないこと。

自治体によって様式が異なる

☰

☰

☰

記述書*

手続の内容の詳細が記述されるもの。
手続の内容により異なる。技術基準への
適合状況や設備等の内容説明など。

資料イメージ

規 則	一 般 規 定	項 目	計 述 事 項	該 当 の 有 無	資 料 番 号 (図面番号)
		第1項	製造施設の設備、構造及び設備の技術上の基準（天然ガススタンド、LPGガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）		
1号	1号	境界線・管径等（事業所）			
2号	2号	設備仕様	第1種設備仕様— () m (第1種保安物等 () までの距離: () m) 第2種設備仕様— () m (第2種保安物等 () までの距離: () m)		
3号		設備仕様確保のための貯蔵設備 及び処理設備の仕様等			
4号		貯蔵の地盤面下設置 (図面記載)			

様式なし

📎

添付資料

申請書や申請内容の記述書に記載され
た内容が正しいことを審査者が確認でき
る書類。
証明書などの事実を裏付ける資料と、配
管図等、詳細を示す資料がある。

- **証明書等**
例) 登記簿謄本、資格免状の写し
- **図面等**
例) 計算書、配管図、体制図

* 千葉県庁「高圧ガス製造・貯蔵・消費関係申請・届出の手引（冷凍を除く）」。 <https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/tetsuzuki/shigoto-sangyou/shoukougyou/documents/20210401tebikiseizou.pdf>, (2022/12/27閲覧)

課題03 自治体独自の様式が存在 – 対応方針案

現行業務の管理台帳と様式を照らし合わせた結果、申請書だけでは抽出しきれない項目を確認。記述書等の自治体独自の様式を入力フォーム化するかは、マスタ管理する項目を定義後、様式の中から、多くの自治体に共通して出現する項目（情報）について採否を判断すべき。

- 現行業務と同じレベルでマスタ管理を行うには、記述書の項目まで入力フォーム化が必要
- 一方マスタ管理対象以外の情報を含む項目は入力フォーム化せずに提出自体を省略化、もしくは添付書類で提出する

対応方針案

- ① マスタ管理対象とする情報を定義
- ② 申請書で抽出しきれない情報がないか確認
- ③ 該当する場合、独自様式の中から多くの自治体に共通して出現する項目(情報)を入力フォーム化

申請書の項目内のマスタ項目*

- 高圧ガス製造許可申請書
- 代表者氏名
 - 連絡先（電話番号）
 - 事業所名称
 - 事業所（本社）所在地
 - 事業所所在地
 - 製造する高圧ガスの種類
 - 製造許可年月日

申請書の項目外のマスタ項目*

- 製造計画書、機器一覧表
- 施設名称
 - 製造形態・処理設備
 - 検査日
 - 処理量
 - 貯蔵形態
 - 貯蔵量
 - 内容積
 - 常用圧力 …等

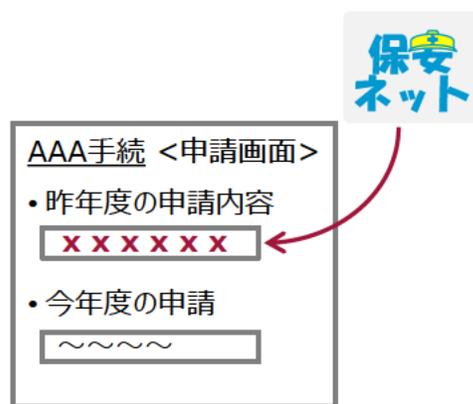
* A自治体へのヒアリング時に受領した事業所のデータベースを例に記載

課題04 各自治体の管理台帳から次期保安ネットへとデータ移行が必要 - 課題

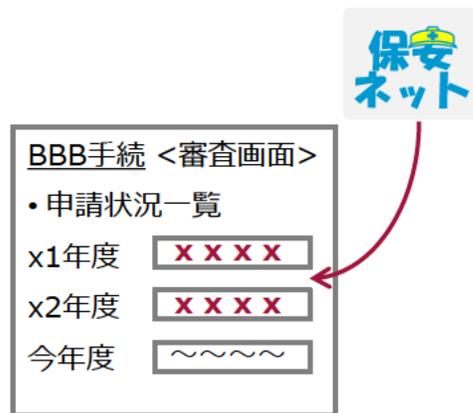
管理台帳で保管している過去の申請データを次期保安ネットに移行する場合、事業者や自治体双方の事務処理の効率性向上が期待される一方で、移行対象データ項目の標準化や管理台帳上の過去申請と保安ネットアカウントの紐づけの対応に煩雑さが懸念される。

データ移行を実施するメリット

1. 事業者が手続申請の際に、過去申請情報からの参照・読込といった**入力補助ができる場面が増える**

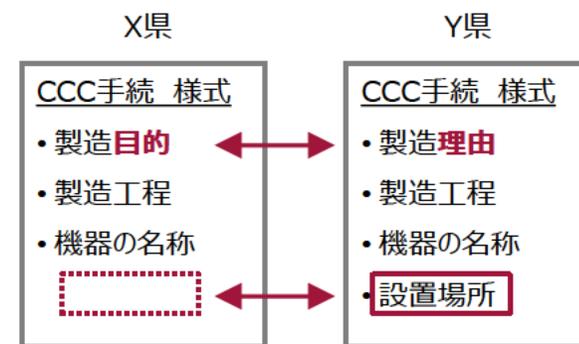


2. 自治体が提出された申請の審査等の時に、事業者の**過去申請履歴を一元的・網羅的に確認**できる

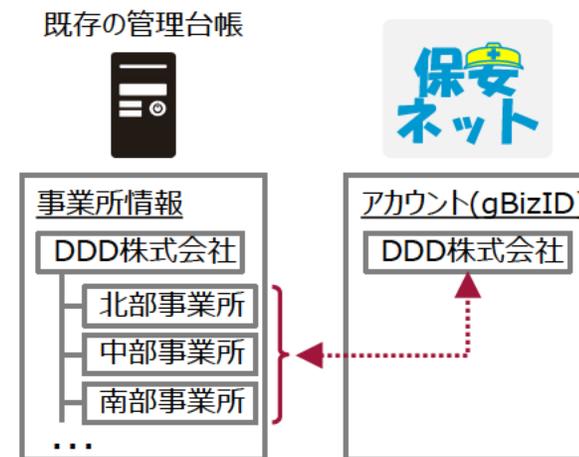


データ移行を実施するデメリット

1. データ移行作業時に、**自治体独自項目の排除や項目名の修正・標準化が必要となり、調整作業に難航する**可能性がある

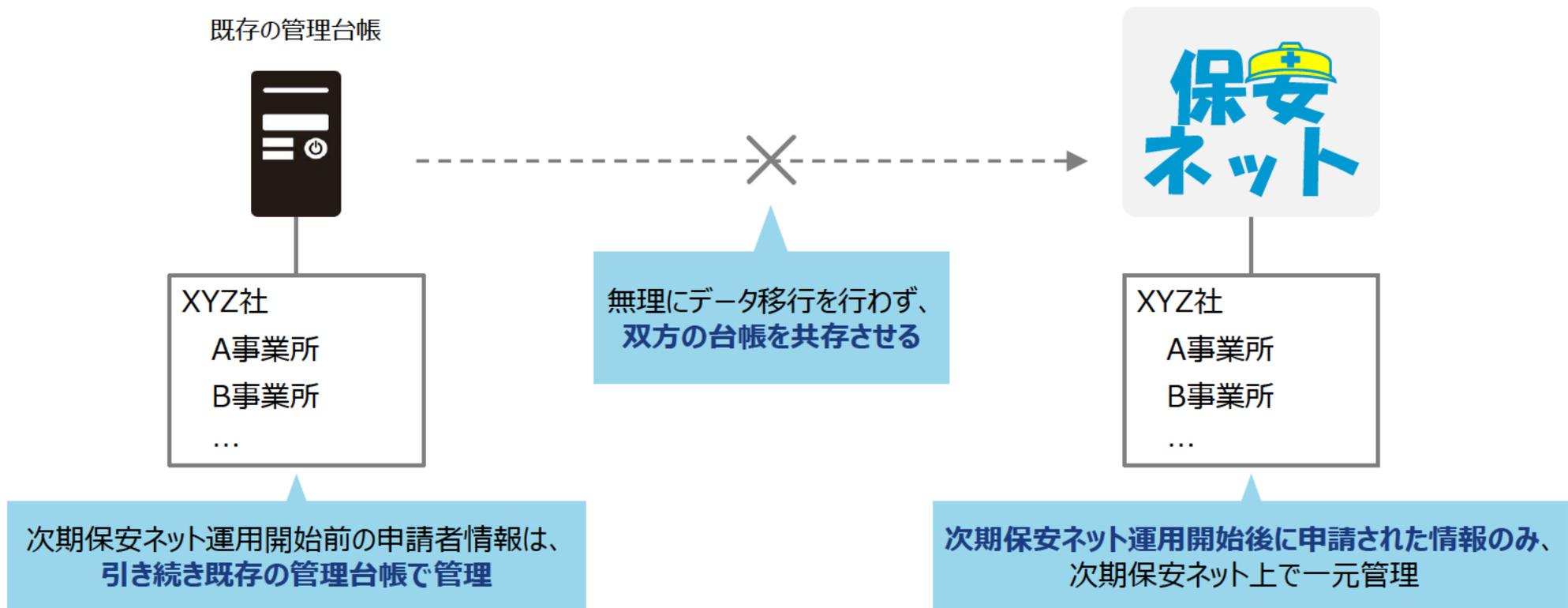


2. 次期保安ネットの事業者アカウント(gBizID)と、既存の管理台帳上の**各事業所等の情報の紐づけ作業に煩雑さ**が見込まれる



課題04 各自治体の管理台帳から次期保安ネットへとデータ移行が必要 – 対応方針案

自治事務手続の初期オンライン化時においては、既存の管理台帳から保安ネットへのデータ移行は行わず、既存の管理台帳と次期保安ネット上のデータベースの二元管理による運用が効果的と考えられる。



- メリットよりデメリットの方が大きいと考えられるため、無理にデータ移行を行う必要は無い
- 次期保安ネットの開始前後で情報を切り分けて、紙と電子の双方での台帳管理が実務運用上望ましい

課題04 各自治体の管理台帳から次期保安ネットへとデータ移行が必要 – 手続別の検討

自治事務手続の初期オンライン化時に優先する各手続の内容を踏まえると、過去の管理台帳にあるデータを次期保安ネットに移行せずとも、運用開始初年度のみ台帳の二重管理による煩雑さが生じ得るものの、運用開始2年目以降は申請・審査時の事務処理の煩雑さは避けられると想定。

手続の種類	主な懸念点	検討結果
「選解任」関係の手続	既存の台帳にある選任者・解任者の情報を参照しないと申請が煩雑になる	<ul style="list-style-type: none"> 選任者と解任者を同時に申請する様式であるため、過去の申請情報の参照が不要 次期保安ネット申請開始以降のデータのみ、次期保安ネット上にマスタ管理が可能となれば、業務上の支障はほぼ無い
その他の類型の手続	既存の台帳にある情報を参照しないと、手続の申請・審査双方の事務処理に煩雑が生じる	<ul style="list-style-type: none"> 優先する手続はいずれも、様式上に過去の申請情報が記入する項目は無いため、データ移行を行わなくても事業者・事務局双方の事務処理の煩雑さは想定されない
年報等の国への定期報告が必要な手続	集計時に複数の台帳の確認が必要となる	<ul style="list-style-type: none"> 報告の単位は過去1年分が大半のため、過去の申請情報の読込・参照が不要なので、データ移行の必要性は低い

次期保安ネット上でマスタ管理する項目は、自治体等へのヒアリングを踏まえ、内容・項目名の標準化を行う必要がある

初年度の“過渡期”だけ、「紙」と「次期保安ネット」の双方から集計する必要があるが、運用開始2年目以降は「次期保安ネット」のみで対象手続のデータ集計が可能
(紙媒体で申請が来ても、次期保安ネットへの代行入力等の支援により、次期保安ネットに一元管理を行う想定)

3.2. 主要課題の検討

課題05 事前相談の実施方法が自治体毎に異なる – 疑似体験の声

疑似体験内で事前相談のフローを追加し、自治体による打鍵を実施。理解不足で記載内容の不備不足が多々あるまま申請される事態を避けられることがメリットだという声が挙がった一方、担当範囲外等、本来の業務と離れた相談が増えることに懸念の声が寄せられた。

疑似体験での事前相談

The screenshot shows a web form for pre-consultation with several callout boxes:

- 事前相談内容の入力**: 相談したい内容を入力し、相談時に使用したい書類(図面等)を添付する
- 事前相談時間の予約**: 相談方法を選択し、相談希望日時を入力を行う
- 入力フォームの事前入力**: 記入可能な項目を入力し、記入要領が不明な項目は空白あるいは不明な旨を項目に記入する

疑似体験の声



理解度が低い事業者から突然申請される事態を避けるため、そうした事業者に対しては、事前相談を必須としたい。(A自治体)

事前相談は自由記述にしてしまうと担当範囲外の相談等が増えてしまうのではないかと危惧している。(B自治体)



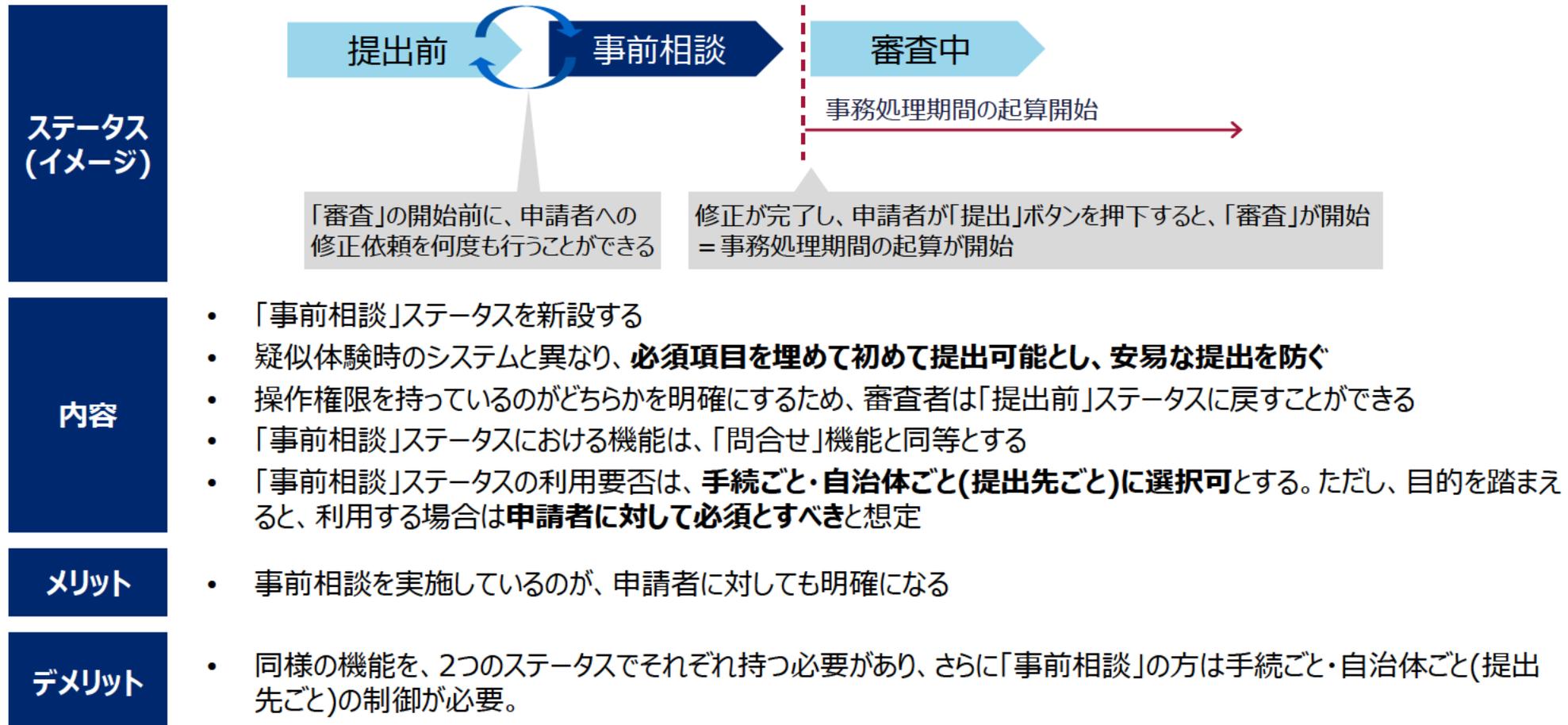
事前相談をオンラインで実現するには、相談のハードルを下げすぎない措置が必要。

申請者が申請前に内容を自治体に確認してもらうフローを実現するため、今回の疑似体験で現行保安ネットに事前相談のフローを追加し、自治体による打鍵を実施。

課題05 事前相談の実施方法が自治体毎に異なる – システム実現案

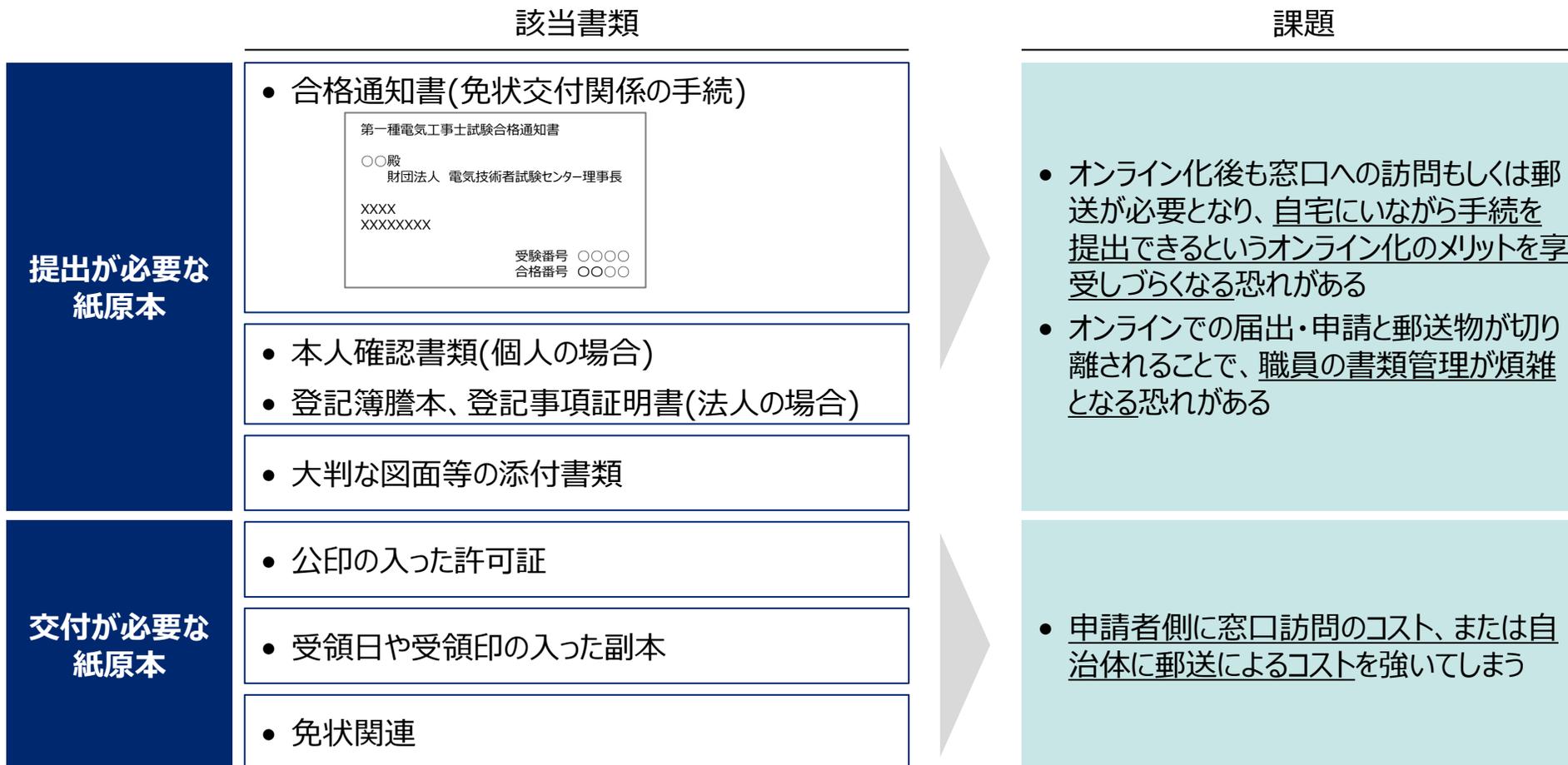
事前相談の目的は、「正式な提出前に審査者側で確認を行い、内容に問題ない状態で申請者に正式提出してもらうことで、標準処理期間内の処理完了を確実にすること」と定義した上で、事前相談のあり方を見直しが必要。

疑似体験の結果を踏まえた事前相談のシステム実現案



課題06 紙原本の提出や交付を必要とする手続が存在 – 課題

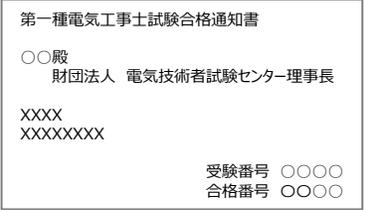
主に以下の書類で紙原本の提出や紙原本の交付が行われていることが判明。紙原本とオンラインの並行運用によって、申請者、自治体の窓口訪問や郵送にかかる負担が増え、オンライン化によるメリットを享受しづらくなることが懸念される。



3.2. 主要課題の検討

課題06 紙原本の提出や交付を必要とする手続が存在 – 対応方針案

各書類のオンラインでの処理にあたっては、実現による影響を調査しつつも原則オンライン化を目指すべき。

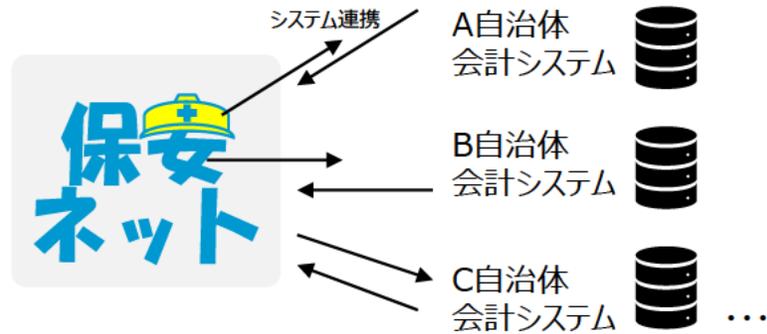
	該当書類	書類毎の対応方針案	
提出が必要な 紙原本	<ul style="list-style-type: none"> 合格通知書(免状交付関係の手続) 	通知書の写しを次期保安ネット上に添付することで代替	<p>実現により、自治体側、申請者側にどのような不都合が生じるかは、引き続き調査が必要。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類(個人の場合) 登記簿謄本、登記事項証明書(法人の場合) 	写しを次期保安ネット上に添付することで代替、もしくはG BizID*や公的個人認証サービスで本人であることを確認	
	<ul style="list-style-type: none"> 大判な図面等の添付書類 	(課題08で対応方針案を整理)	
交付が必要な 紙原本	<ul style="list-style-type: none"> 公印の入った許可証 	公印を省略し、次期保安ネットから申請者が許可証をダウンロードすることで代替	
	<ul style="list-style-type: none"> 受領日や受領印の入った副本 	次期保安ネット上で受付日の確認ができるため、必要な場合に応じて受付情報をダウンロードすることで代替	
	<ul style="list-style-type: none"> 免状関連 	他の免状と同様、マイナンバーカードへ一体化することで原本の交付を省略	

* gBizIDアカウントのうち、gBizIDエントリーはメールアドレスのみでアカウント登録できるため、gBizIDプライム・メンバーであることを要件とする

課題07 手数料納付に関する導入・運用方針が自治体毎に異なる – 対応案

自治体毎に使用されている会計システムが異なるため、保安ネットとのシステム連携は困難。
そこで、システム連携は行わず、納付情報を職員が取得し保安ネット経由で申請者に通知する業務対応での方式が妥当。

対応案① システム連携による納付情報の取得



■ 各自治体会計システムとシステム連携（API等）

自治体は、次期保安ネット上で会計システムから連携された納付情報を確認し、申請者へ通知

自治体毎に会計システムの仕様が異なるため、各自治体のシステム連携を検討しなければならず、実現困難。

対応案② 職員による納付情報の取得



■ システム連携は行わず、自治体職員が納付情報を取得し申請者へ通知

自治体の会計システムとは連携を行わず、自治体職員が納付情報を取得し、次期保安ネット経由で申請者に支払い方法を連絡、または納付書を郵送
申請者からの支払いを確認後、審査を開始する(次頁詳細)

職員が納付情報を取得する、必要書類の郵送等の手間は残るが、システム連携は行わないため、導入は容易に行うことが可能。

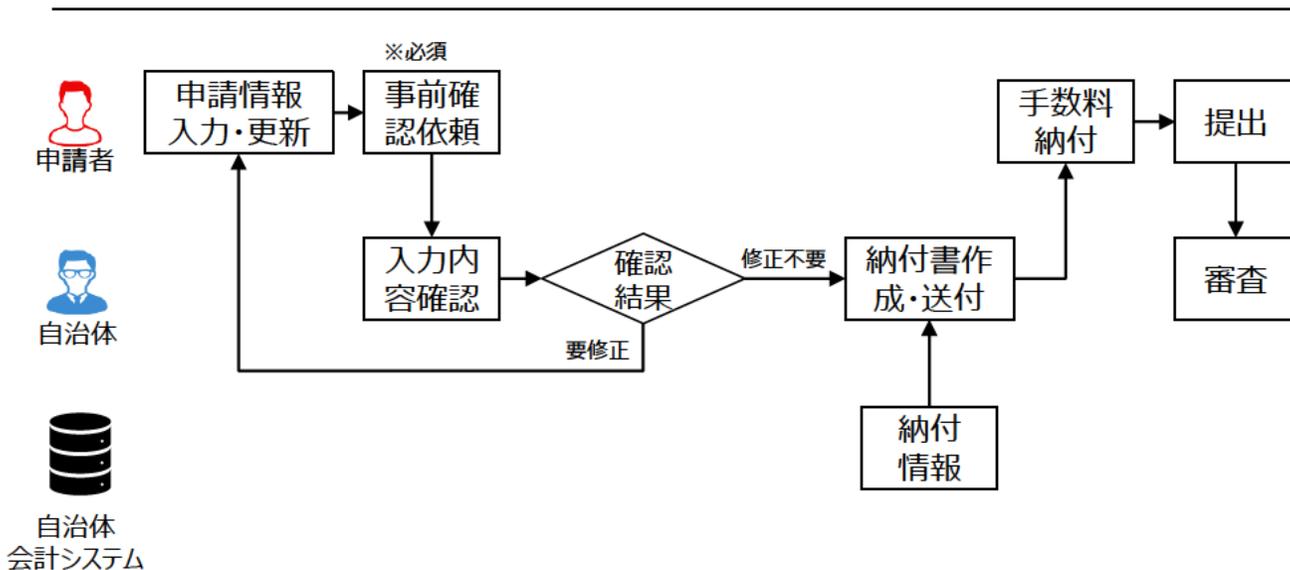
3.2. 主要課題の検討

課題07 手数料納付に関する導入・運用方針が自治体毎に異なる – 業務フロー

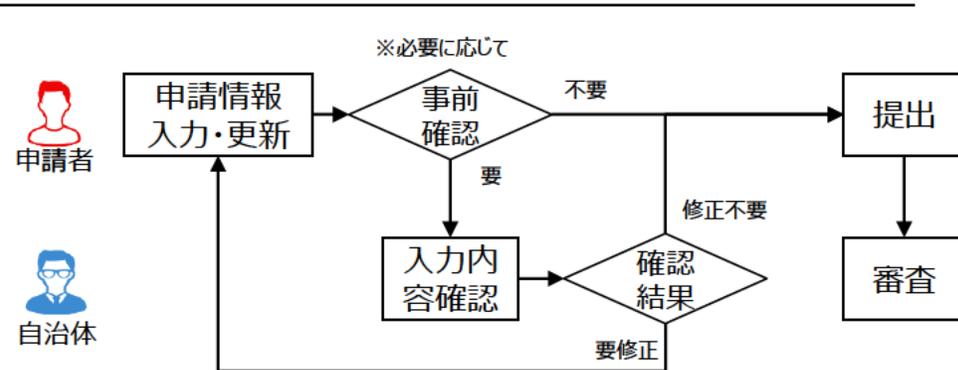
前項の対応案②「職員による納付情報の取得」における詳細業務フロー案を以下に示す。

申請対象手続の誤りや納付料金の過不足を防ぐために、手数料納入前に自治体による「事前確認」を必須する必要があると考えられる。

手数料納付が必要な手続の業務フロー



(参考)手数料納付が不要な手続の業務フロー



- [申請者] 必須項目を入力、自治体へ事前確認依頼
- [自治体] 申請内容に問題ないことを確認、納付書送付
- [申請者] 手数料を納付、手続を提出
- [自治体] 審査開始

- [申請者] 必須項目を入力、提出 (必要に応じて自治体へ事前確認依頼)
- [自治体] 審査開始

3.2. 主要課題の検討

課題07 手数料納付に関する導入・運用方針が自治体毎に異なる – 各支払いへの対応

自治体や手順によって支払い方法が異なる。各支払い方法への対応は以下のとおり。オンライン上での決済の完結を目指すうえで、ペイジーによる支払いが可能となるように自治体を誘導することが望ましい。

① Pay-easy(ペイジー)による支払い



茨城県HPより

納付情報が記載されたURLを申請に次期保安ネット経由で共有し、申請者が任意の方法で支払いを行う。

② 納付書による支払い



東京都HPより

納付書を郵送し、支払いの完了を証明する領収書を次期保安ネット上に添付。

* Pay-easy(ペイジー)による支払いに対応している場合は①の対応を行う

* 東京都では免状交付に係る手数料にて、納付書での支払いを受け付けている(東京都HPより)

オンライン上での決済完結を目指すには、①が必要

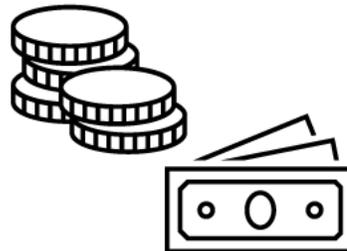
③ 収入証紙による支払い



愛知県HPより

自治体による事前確認済みの申請書(PDF)をダウンロードし、所定の金額の収入証紙を貼りつけて郵送する。

④ 現金、窓口端末による支払い

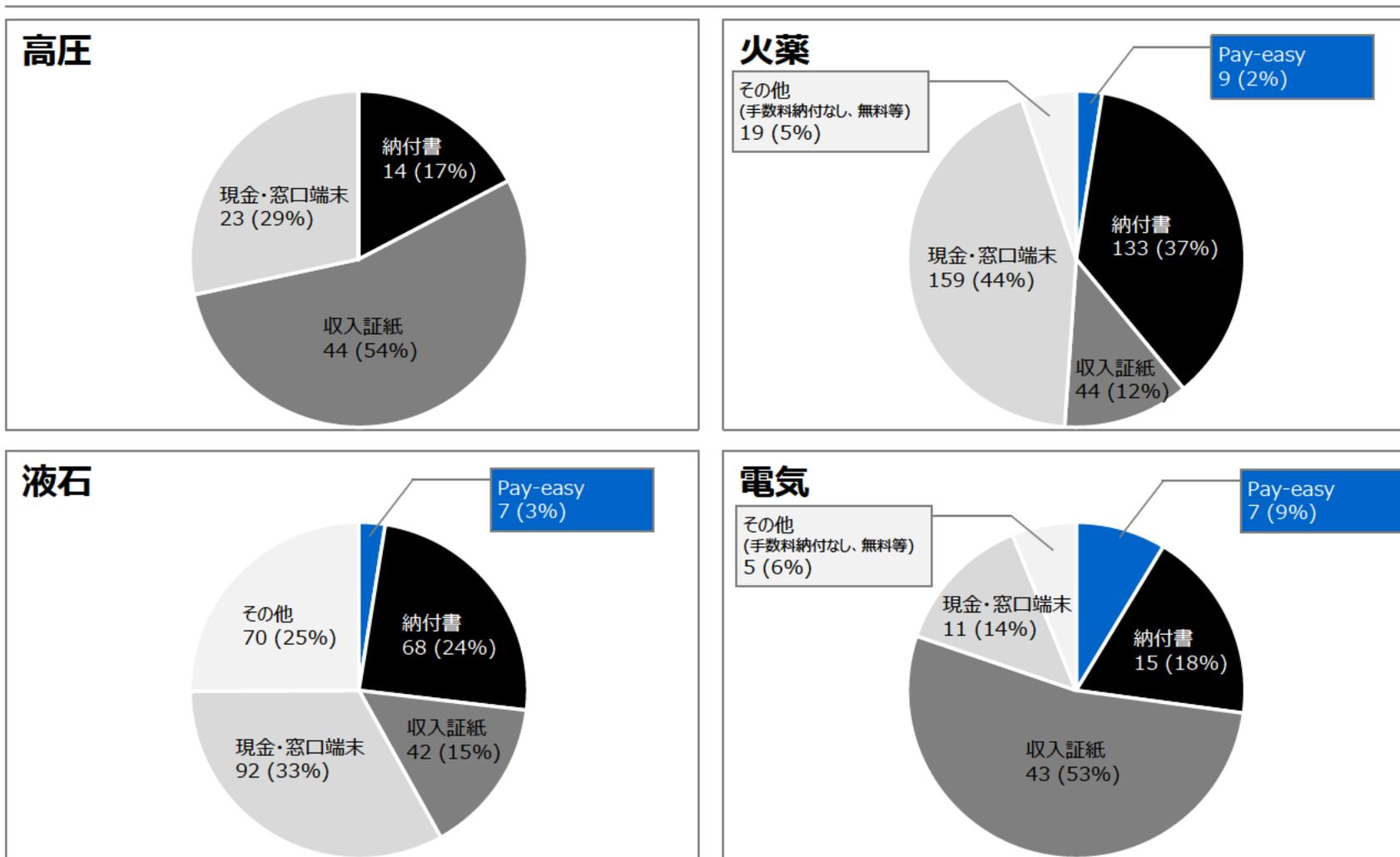


自治体による事前確認後、窓口を訪問し、現金や端末を用いて支払いを行う。

課題07 手数料納付に関する導入・運用方針が自治体毎に異なる – 自治体の状況

法令別で各支払い方法を実施している自治体の割合は以下のとおり。

法令別の支払方法



課題08 多量の添付書類/大判な図面を含む手順のオンライン化 – 該当手続

提出に必要な添付書類が多い、または大判な図面を含む等の理由でオンライン化してもメリットの少ない手続として以下の手続が挙げられる。

多くの添付書類/大判な図面の提出が必要な手続の例

高圧ガス保安法

- 第一種製造者の許可
- 第一種製造者の製造施設等の変更の許可
- 第一種製造者の設置工事に関する完成検査
- 第一種貯蔵所設置許可
- 高圧ガスの販売事業の届出
- 特定高圧ガスの消費の届出 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- 液化石油ガス設備工事届出
- 液化石油ガス販売所等変更の届出
- 液化石油ガス販売事業の登録
- 充てん設備の許可
- 貯蔵施設等設置許可 等

火薬類取締法

- 火薬類消費許可の申請
- 火薬類製造営業許可申請
- 火薬庫の所有等の例外許可 等

電気工事業法・電気工事士法

該当なし

課題08 多量の添付書類/大判な図面を含む手続のオンライン化 – 自治体からの声

自治体へのヒアリングから紙媒体でないで審査や検査等の業務に手間がかかるとの声を受領。オンラインで入力する項目を設けつつ、一部の添付書類は引き続き紙で提出するような運用が現実的と想定。

添付資料の膨大な手続のオンライン化に対する自治体からの声



書類の量が多いときは、「紙に付箋をつけながら確認する」という従来の確認方法の方が、確認作業の効率性・該当箇所の検索性の点で利便性が高い。(A自治体)

完成検査等の際、電子申請された書類を印刷するのは枚数が大量となるため不適切。またタブレットを現場に持ち出すことは不可なケースが多い。他に事業者へ書類を用意してもらうことは可能だが、審査ポイントやチェックメモを入力した資料は手持ちしておきたいと考えている。(B自治体)



系統図と適合表を相互に見ながら確認する等、審査時は同時に複数書類を開く場合が多く、PC画面で同様の作業を行うと煩雑になる可能性がある。紙の資料は、チェックマークをつけながら審査できること、さらにその形跡から他の人が担当者が審査すべき箇所を適切に審査したか等ダブルチェックできることが利点。(C自治体)

事業者から提出された技術基準適合表と図面等の提出書類を照らし合わせて内容審査を実施している。そのため提出資料のどの箇所が技術基準適合表の内容を示しているかわかるインデックス機能がないと使いづらい。(D自治体) (P.60詳細)



添付書類の膨大な手続の審査や検査業務の実態を踏まえると、電子媒体よりも紙媒体で受領したほうが手間がかからないという声が多く寄せられた。

一方、マスタ管理の観点でオンラインで管理すべき情報も存在するため、**オンライン**で入力する項目を設けつつ、**図面等の一部添付書類は紙で提出するような運用が現実的**と想定される。(次頁詳細)

課題08 多量の添付書類/大判な図面を含む手順のオンライン化 – 提出方法の分類

マスタ管理対象の情報を抽出したうえで、オンラインで提出する項目と紙で提出する書類の分類が今後必要。

提出方法の分類 (高圧ガス保安法第5条第1項第1号「第一種製造者の許可」を例に検討)

オンラインでの提出対象

申請書の項目内のマスタ項目*

高圧ガス製造許可申請書

- 代表者氏名
- 連絡先 (電話番号)
- 事業所名称
- 事業所 (本社) 所在地
- 事業所所在地
- 製造する高圧ガスの種類
- 製造許可年月日

申請書の項目外のマスタ項目*

製造計画書、機器一覧表

- 施設名称
- 製造形態・処理設備
- 検査日
- 処理量
- 貯蔵形態
- 貯蔵量
- 内容積
- 常用圧力 …等

申請書や記述書の一部 (製造計画書、機器一覧表等)からマスタ管理項目を入力フォーム化し、申請者にはオンラインで提出する。

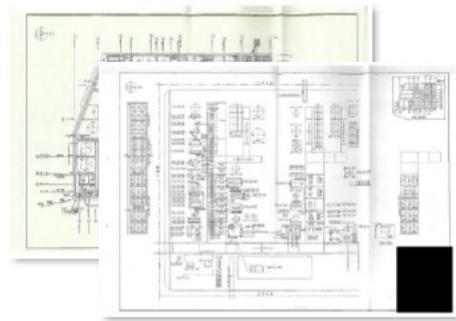
※検査時は該当のマスタデータを紙で出力して持ち込む

紙での提出対象

申請書、製造計画書、機器一覧表を除く添付資料*

- 技術上の基準
- 事業所全体平面図
- 処理能力及び貯蔵能力計算書
- フローシート・配管図
- 高圧ガス製造施設配置図
- 製造施設に係る各種構造図
- 製造施設に係る各種計算書 等

資料例①



全体配置図(左)、機器配置図(右)
(経済産業省より受領)

資料例②



強度計算書
(経済産業省より受領)

これまでと同様、申請者には紙媒体にて提出する。

* A自治体へのヒアリング時に受領したサンプル資料を基に記載

3.2. 主要課題の検討

課題08 多量の添付書類/大判な図面を含む手順のオンライン化 – 審査補助機能

オンライン上で審査を完結するにあたり、添付資料へのインデックス機能やメモの書き込み機能の要望が自治体から挙げられた。次期保安ネットでの実現性、自治体間での様式や審査観点の統一化、紙での作業と比較したときの利便性等を勘案しながら更なる検討が必要。

審査補助機能の概要

イメージ 技術基準適合表（第一種製造者 定置式製造設備）

技術基準適合表（第一種製造者 定置式製造設備）

＜対象ガスの例＞
 液：液化ガス 燃：可燃性ガス 毒：毒性ガス 酸：酸腐ガス 特不：特定不活性ガス
 特：特殊高圧ガス ア：アセチレンガス 五ヒ：五フッ化ヒ素等 三窒：三フッ化窒素
 窒：圧縮空気 エ：酸化エチレン 水：水素

＜高圧ガス保安法 法律第8条第1号関係＞
 製造施設的位置、構造及び設備に係る事項

規則 条 項 号	対象 ガ ス	内 容	対 応 方 法 (必要事項、対応例等)	備 考
6 1 1		境界線、警戒標 【参照】例示基準1 ※添付資料4の①【別表】	・事業所の境界線を明示すること (一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、設備区画でも可) ・警戒標を掲げること ※設備配置図、敷地平面図等に図示する	添付資料 No. 1XX
		設備距離	第1種保安物件：_____ 第2種保安物件：_____ 第1種設備距離し _____ m 計画：_____ m 第2種設備距離し _____ m 計画：_____ m ※設備配置図、敷地平面図等に図示する	添付資料 No.
	特 不	火気取扱施設との距離 【参照】製造用圧力1条の11 例示基準2	火気を取り扱う施設との距離：_____ m ≥ 8 m (8m未満の場合には、流動防止措置等を講ずること) ※設備配置図、敷地平面図等に図示する	
	燃	設備間の距離	他の可燃性高圧ガス設備との距離：_____ m ≥ 5 m 圧縮水素スタンドの処理設備との距離：_____ m ≥ 6 m 圧縮水素スタンドの貯蔵設備との距離：_____ m ≥ 6 m 酸素の高圧ガス設備との距離：_____ m ≥ 10 m ※設備配置図、敷地平面図等に図示する	
	燃	貯槽間の距離 【参照】例示基準3	対象：貯槽（貯蔵能力300㎡又は3t以上） ・他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は 上又は最大直径の1/4のいずれか大なるものに等 以上を確保すること	

①対象となる添付資料へのリンクを埋め込む

②リンクを開くと添付資料の確認ができる

技術基準適合表*
(神奈川県HPより)

添付資料No.1XX(ex.配置図等)
(図面は経済産業省より受領)

～～の設備を設置予定。
～～があり。

③添付資料への書き込み機能を使ってメモを残し、担当者が何を確認したか第三者が見てもわかるようにする

機能概要

メリット

デメリット

- 技術基準適合表をフォーム化し、基準に適合していることを参照する添付資料へのリンクを埋め込み、確認ができるようにする(添付資料とのインデックス機能)
- また添付資料にメモを書き込める機能を設けて担当者が何を確認したかがわかるようにする
- オンライン上で担当者及び第三者による確認が可能となるため、図面のある手順もオンラインでの審査や決裁の完結が可能
- 技術基準適合表の様式や確認の観点が自治体によって異なるため、自治体間での統一化が必要
- モニターの設置状況や職員の技量にもよるが、現状はオンライン上で資料の確認や書き込みをするより、紙で同様の作業を行うほうが早く対応できる可能性が高い
- 検査時等紙を持ち込まざるを得ない場面ではサイズの大きい資料の印刷が必要

* 神奈川県庁「高圧ガス保安法関係県様式一覧」. <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/kenyousiki.html>, (2022/12/27閲覧)

課題09 外部に業務委託している手続が存在 – 疑似体験の主な意見

手続の申請受付・審査等を自治体外部に業務委託している場合がある。この場合の電子化には、委託業務の範囲に応じたアカウント権限設定の整理や、自治体側の負担を抑えた新規事業者への操作支援の拡充が必要。

「外部に業務委託している手続」の疑似体験の主な意見(A自治体より)

対応案

アカウントの 権限設定

- 次期保安ネット運用開始後も紙申請を併用する場合、**業務委託先のアカウントは書類受付までの機能で十分**であり、**起案・決裁機能を付ける必要性はない**。
- 免状発行承認・免状カードの配布以外はすべて業務委託しているため、**すべての権限を付与しても問題ない**と考える。

- 自治体ごとの委託業務の方法(契約内容・事業範囲)のパターンに応じて、アカウントの権限設定方法を整理（次頁詳細）

業務負担の 増加

- 自治体側の決裁は、業務委託先から提出された数十～百件程度をまとめて処理しており、システム利用により、**自治体側・業務委託先側、双方とも大幅な手間の増加**を懸念している。
- 次期保安ネット運用開始後も紙申請を併用する場合、紙申請の処理は継続するため、業務委託先の業務量全体が増え、**委託料増につながるおそれがある**。

- 複数の申請がある場合も、「一括処理」機能で一度に処理が可能
- 委託先にも疑似体験を実施し、業務が純増にならないよう施策を検討する

業務委託先へ の支援

- プラットフォームとして提供してもらえるのはありがたいが、県側が運用しているシステムもあるため、担当者が数年で異動してしまう状況を鑑みると**操作を覚えて運用していくこと自体が負担が大きい**。
- 業務委託先は一般競争入札で調達をする関係で、同一アカウントを使い続けることができない。そのため、**業務委託先の変更都度、新規のアカウント付与をはじめとした、業務委託先へのシステム利用に関する各種対応の負担が自治体側に生じる**

- 新規の業務委託先でもスムーズに利用ができるよう、マニュアル・ヘルプデスク等の操作支援策を充実させ、自治体側の負担を軽減
- 事業者・自治体からの意見を踏まえ、システムの利便性・使いやすさの向上に寄与する継続的なシステム改善を実施

課題09 外部に業務委託している手順が存在 – 事業範囲毎の権限設定

本事業の調査では、起案・決裁のみ自治体が担うパターンと全てを委託しているパターンを確認。前者は業務委託先への起案・決裁の操作権限を自治体のみを持たせること、一括で手順を処理する機能を設けることで、受付から起案・決裁までの業務を次期保安ネットが担うことが可能。一方、後者はオンライン化の要否から検討が必要。



権限設定と機能のあり方	
該当自治体	A自治体の「電気工事士の免状交付」で確認
権限	起案・決裁機能の操作権限について、業務委託先への付与は不要
機能	業務委託先から提出された手順を自治体がまとめて処理しているため、「一括処理」機能が必要



該当自治体	B自治体の「電気工事士の免状交付」で確認
権限	自治体は委託先に監査を行うのみで、自治体への権限付与は不要
機能	起案・決裁方法は自治体と異なる可能性が高く、機能の要否を含め要件調査が必要

自治体の業務削減効果が低く、オンライン化のメリットが少ない可能性あり

3.2. 主要課題の検討

課題10 オンラインでも行政書士による代行申請を実現する必要がある

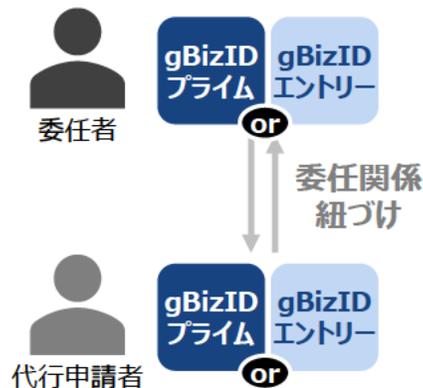
自治体へのアンケートより、各法令で国宛の手続と同様に行政書士による代行申請が認められているケースを確認。次期保安ネット上で委任者・代行申請者の委任関係を紐づけした後、代行申請を認めるという方式で、仕様詳細の検討を進める。



具体的なイメージ

次期保安ネットで委任関係を紐つけて申請

- 委任者と代行申請者がそれぞれgBizIDアカウントを取得する
- 次期保安ネットで委任者と代行申請者の委任関係を紐づける
- 代行申請者は登録した委任関係を使って次期保安ネットから代行申請する



次期保安ネットで委任関係を紐づけすることで、委任者が代行申請者の手続データを参照可能、代行申請者が委任者情報を参照不可となるよう制御する。

